

柏崎刈羽原子力発電所5号機

新潟県中越沖地震後の設備健全性に係る
プラント全体の機能試験・評価計画書(案)

平成22年 月 日
東京電力株式会社

目 次

1.はじめに.....	1
2.プラント全体の機能試験・評価の策定.....	1
2.1 プラント全体の機能試験・評価の位置付け.....	1
2.2 プラント全体の機能試験・評価に関する基本的な考え方.....	2
2.3 その他の特別な保全計画.....	3
2.4 その他の確認事項.....	3
2.5 参照法令・規格基準等.....	4
3.プラント起動時の設備点検.....	5
3.1 点検対象設備.....	5
3.2 設備点検にあたっての基本的考え方.....	5
3.3 点検方法の策定.....	5
3.4 設備健全性の評価.....	8
4.プラント起動時の系統機能試験.....	9
4.1 対象となる系統機能試験.....	9
4.2 試験方法の策定.....	9
4.3 系統健全性の評価.....	11
5.プラント確認試験.....	12
5.1 試験対象設備.....	12
5.2 プラント確認試験方法の策定.....	12
5.3 確認手順および判定基準の策定.....	13
5.4 プラント確認試験の評価.....	14
6.留意事項.....	15
6.1 プラント起動前確認事項.....	15
6.2 異常発生時の措置.....	15
6.3 安全管理.....	16
6.4 プラントの長期停止の影響確認.....	16
6.5 保全プログラムへの反映.....	16
7.記録.....	17
8.体制.....	17
8.1 プラント全体の機能試験・評価体制.....	17
8.2 評価会議体制について.....	18
9.スケジュール.....	18
10.添付資料.....	18

1. はじめに

当社においては、これまで、「新潟県中越沖地震を受けた柏崎刈羽原子力発電所の設備の健全性に係る点検・評価計画について(経済産業省 平成 19・11・06 原院第 2 号 平成 19 年 11 月 9 日)」を受け、新潟県中越沖地震（以下、「本地震」という）後の特別な保全計画として、「柏崎刈羽原子力発電所 5 号機 新潟県中越沖地震後の設備健全性に係る点検・評価計画書」（以下、「起動前の点検・評価計画書」という）を定め、原子炉の蒸気発生前までに健全性確認ができる設備、系統を対象に、点検・試験および評価を実施し、設備・系統に要求される機能が正常に発揮されることを確認している。

本計画書は、柏崎刈羽原子力発電所 5 号機における原子炉の蒸気を発生することが可能となった時期以降に行う点検、試験および評価（以下、「プラント全体の機能試験・評価」という）の計画について纏めたものである。

2. プラント全体の機能試験・評価の策定

2.1 プラント全体の機能試験・評価の位置付け

プラント全体の機能試験・評価の位置付けは、機能試験のための起動準備操作、原子炉起動、発電機の並列および定格運転状態までの出力上昇操作（以下、「プラント起動」という）を行い、以下によって、地震による設備への影響を確認するとともに、プラント全体の健全性評価を行い、今後、継続的に運転が可能であることを確認するものである。

- ・ 蒸気を通気させることで、初めて機能確認（作動確認、漏えい確認等）が可能となる設備について、機器レベルの設備点検および系統レベルの機能試験を実施し、設備健全性を確認すること
- ・ プラント全体の総合性能を確認すること
- ・ プラント全体の総合性能の確認において、特に地震の影響を考慮した運転状態を確認すること

2.2 プラント全体の機能試験・評価に関する基本的な考え方

2.2.1 プラント全体の機能試験・評価の構成

プラント全体の機能試験・評価は、以下の内容で構成する。(図-2.1 参照)
なお、これらについては、ホールドポイントを設け、各点検、試験の結果を評価する。

(1) プラント起動時の設備点検

プラント起動時の各段階において、初めて実施可能となる、作動確認および漏えい確認等、機器レベルの設備点検。

(2) プラント起動時の系統機能試験

プラント起動時の各段階において、初めて実施可能となる、安全機能を有する機器等の系統レベルの機能試験。

(3) プラント確認試験

プラント起動時における各段階で、プラント全体の総合性能（系統間の相互作用、プラント運転状態の安定性等）の確認、ならびに、特に地震の影響を考慮した運転状態の確認。

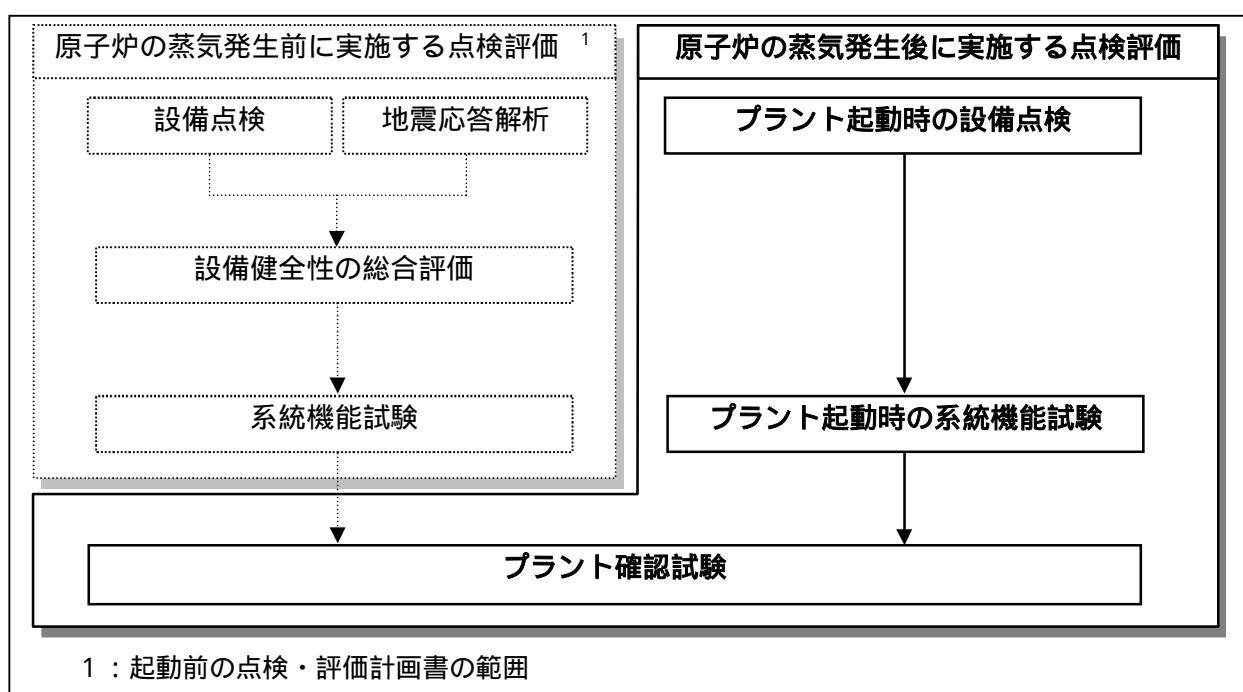


図-2.1 プラント全体の機能試験・評価の全体フロー

2.2.2 地震の影響に対する確認方針

上記の内容のうち、プラント起動時の設備点検および系統機能試験については、起動前の点検・評価計画書と同様に、地震の影響を考慮した機種分類、点検手法の策定を行う。

また、プラント確認試験については、通常の定期検査時の起動操作にて実施される点検等に加え、以下を考慮する。

(1) 地震による影響に対する考慮

基本的には、起動前の点検・評価計画書に基づく機器レベルの設備点検ならびに系統レベルの機能試験によって地震による設備健全性への影響の有無は確認されているものと考えるが、これまで実施した点検および評価結果をより確実なものとするために、地震前後の運転状態の比較、漏えい確認、熱移動等、地震による影響を考慮した点検および状態監視を実施する。

(2) これまでの点検で異常が確認された設備に対する考慮

これまでの点検で異常が確認された設備については、異常に対する是正処置等の実施により、設備健全性は確保されているものと考えるが、異常の内容を考慮した確認項目を設定し、重点的な確認を実施する。

2.3 その他の特別な保全計画

長期停止に起因する発錆、固着等によって設備の故障等が懸念されることから、これらによる不適合を防止するよう考慮し、保管管理等の保全活動の実施結果を確認する。

2.4 その他の確認事項

今回の停止期間中に耐震強化工事を実施した設備について、プラント起動に合わせ、配管および支持構造物に熱移動の影響による干渉等の異常がないことの確認として、目視による干渉確認およびインジケータ指示の確認を行う。また、支持構造物の追加等による拘束条件の変更に伴い、振動性状が変化すると

考えられることから、運転時の振動が比較的大きい箇所に対して振動測定を行い、振幅が設計上許容される範囲内にあることを確認する。なお、地震前に測定した振動データがあるものについては、今回の振動測定結果との比較を行う。

2.5 参照法令・規格基準等

プラント全体の機能試験・評価は、保守管理の一環として実施する観点から、柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定にて適用している「日本電気協会 原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111)」および「日本電気協会 保守管理規程(JEAC4209)」に基づき実施する。

また、評価等にあたって参考する法令・規格基準等については以下のとおり。

- ・ 電気事業法
- ・ 電気工作物の接続に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 発電用原子力設備に関する構造等の技術基準
- ・ 日本工業規格（JIS）
- ・ 電気学会電気規格調査会規格（JEC）
- ・ 日本電機工業会規格（JEM）
- ・ 日本電気協会電気技術規程（JEAC）
- ・ 日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格
- ・ 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針
- ・ 日本電気協会軽水型原子力発電所の運転保守指針（JEAG4803）
- ・ 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針
- ・ 日本電気協会原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601）
- ・ 原子力発電所の設備診断に関する技術指針 - 回転機械振動診断技術（JEAG4221）

等

3. プラント起動時の設備点検

3.1 点検対象設備

プラント起動時の設備点検において点検対象となる設備は、電気事業法に基づく事業用電気工作物の工事計画書に記載のある設備のうち、原子炉の蒸気が通気されることにより作動確認および漏えい確認等が可能となる設備とする（添付資料-1 参照）。また、耐震上、考慮している支持構造物等については、工事計画書に記載がない場合も点検対象とする。

3.2 設備点検にあたっての基本的考え方

プラント起動時の設備点検の実施にあたっては、

- ・ 各設備の種類、設置方法等から地震時に想定される損傷の形態を分析し、点検手法に反映させる。
- ・ 作業員被ばく低減、人身安全等の観点から点検が困難な場合は、合理的な点検手法を策定する。

3.3 点検方法の策定

(1) 点検対象設備の分類

点検方法を策定するにあたり、原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601）における機種分類を参考に、点検対象設備を、地震による機能・構造への影響が類似していると考えられる機種に分類する（表-3.1 参照）。

表-3.1 点検対象設備分類一覧

動的機器	静的機器
1) 立形ポンプ	21) 原子炉圧力容器および付属機器
2) <u>横形ポンプ</u>	22) 炉内構造物
3) 往復動式ポンプ	23) 配管
4) <u>ポンプ駆動用タービン</u>	24) 燃料ラック類
5) 電動機	25) <u>熱交換器</u>
6) ファン	26) <u>復水器、給水加熱器、湿分分離器</u>
7) 冷凍機	27) プールライニング
8) 空気圧縮機	28) <u>変圧器</u>
9) <u>弁</u>	29) 蓄電池
10) ダンパ	30) 遮断器
11) 非常用ディーゼル発電機	31) <u>計器、継電器、調整器、検出器、変換器</u>
12) 制御棒	32) 原子炉格納容器および付属機器
13) 制御棒駆動機構	33) アキュムレータ
14) <u>主タービン</u>	34) ろ過脱塩器
15) <u>発電機</u>	35) ストレーナ / フィルタ
16) 再循環ポンプ	36) <u>空気抽出器</u>
17) 燃料取替機	37) 除湿塔
18) クレーン	38) タンク
19) M - G セット流体継手	39) 計装ラック
20) 固化装置 ¹	40) 制御盤・電源盤
	41) 空調ダクト
	42) 燃料体(燃料集合体およびチャンネルボックス)
	43) 再結合装置
	44) 電気ヒータ
	45) ボイラ
	46) 特殊フィルタ
	47) 燃却装置

これらの機種については、起動前の点検・評価計画書に基づき、既に設備点検が完了していることから、本計画書は、下線の機種を設備点検の対象とする。

1 固化装置については使用しない為、点検対象外とする。

(2) 各機種における点検方法

各設備が本地震を受けたことを考慮し、地震の影響が及ぶ可能性のある部位に着目した点検を行う必要がある。そこで、各機種ごとに要求機能を整理し、各部位への地震による損傷要因の想定を行ったうえで、要求機能の喪失に至る損傷形態を整理し、それぞれの損傷形態に応じた点検手法を選定する。ここで、起動前の点検・評価計画書に基づき目視点検等の停止中に実施できる点検については完了していることから、プラント起動時の設備点検では、蒸気が通気されることによる作動確認および漏えい確認を主体とした点検方法を策定する。

動的機器、静的機器、支持構造物等について点検の概要を整理すると以下のとおりとなる。

a. 動的機器

ポンプ・弁等の動的機器は、回転、開閉等の機能が要求されており、地震力による軸受等の損傷が想定されるが、これらの確認には、機器の運転状態における性能、振動等の確認が有効であると考えられるため、作動試験を主体とした基本点検を実施する。なお、これらの対象設備は、起動前の点検・評価計画書に基づき、機器の分解点検等を実施し、設備の異常の有無を確認している。

b. 静的機器

配管・熱交換器等の静的機器は、耐圧、強度等の機能が要求されており、地震力による変形、割れ等の発生が想定されるが、これらの兆候の確認には、通気または通水状態における漏えい確認等が有効であると考えられるため、漏えい確認を主体とした基本点検を実施する。なお、これらの対象設備は、起動前の点検・評価計画書に基づき、詳細な目視点検等を実施し、設備の異常の有無を確認している。

c. 支持構造物等

耐震上、考慮している支持構造物等は、主に機器基礎部、支持脚、

静的レストレイント、動的レストレイント等から構成され、これらには、構造、強度等の機能が要求されている。これらの支持構造物等は、高温流体の通気または通水によって設備が熱膨張した場合においても支持構造物等に要求される機能が発揮されることを確認するため、プラント起動時の高温状態における目視点検を主体とした基本点検を実施する。

d. 追加点検

基本点検によって異常が確認された場合には、異常の発生状況、当該機器の仕様等に応じて、追加点検手法を策定し、実施する。

(3) 設備点検の手順および判定基準の策定

設備点検の手順および判定基準については、原則として、これまでの保守点検等において用いられる規格・指針等（表-3.2 参照）を準用して策定するが、準用が困難である場合には技術的に妥当であると確認されたものを採用するなど、各点検対象設備ごとに手順および判定基準を適切に策定する。

3.4 設備健全性の評価

設備点検の結果、判定基準を満足する場合は、設備健全性を満足するものと評価する。また、設備点検で異常が確認された場合は、原因の究明を行うと共に、補修、補強、取替ないしは、損傷の設備健全性に与える影響の検討等の対策を講じる。

表-3.2 各点検・評価方法の判定基準例一覧

検査手法	手順および判定基準
目視点検	・日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格 VT - 3 等
漏えい試験	・日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格 VT - 2 等
作動試験	・定期事業者検査等の機能・性能試験における手順および判定基準 ・軽水型原子力発電所の運転保守指針 (JEAG4803) 等
機能確認試験	・定期事業者検査等の機能・性能試験における手順および判定基準 等

4. プラント起動時の系統機能試験

4.1 対象となる系統機能試験

プラント起動時の系統機能試験の対象となる系統は、電気事業法に基づく事業用電気工作物の工事計画書に記載のある系統とし、プラント起動時に実施可能となる試験を実施する。

4.2 試験方法の策定

(1) 実施する試験

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」にて要求される系統機能を確認（添付資料-2 参照）するため、電気事業法第55条に基づく定期事業者検査の項目のうち、プラント起動時に系統の機能を確認することが可能となる検査項目を系統機能試験として実施する（表-4.1 参照）。

表-4.1 系統機能試験一覧

対象系統	系統機能試験
(1) 原子炉本体	実施済み ¹
(2) 原子炉冷却系統設備	・ 原子炉隔離時冷却系機能試験
(3) 計測制御系統設備	実施済み ¹
(4) 燃料設備	実施済み ¹
(5) 放射線管理設備	実施済み ¹
(6) 廃棄設備	・ 気体廃棄物処理系機能試験
(7) 原子炉格納施設	実施済み ¹
(8) 非常用予備発電装置	実施済み ¹
(9) 電気設備	対象なし ²
(10) 蒸気タービン	・ 蒸気タービン性能試験（その1） ・ 蒸気タービン性能試験（その2）
(11) 補助ボイラー	実施済み ¹

1 原子炉の蒸気発生前の系統機能試験において実施済み

2 電気設備については、設備点検およびプラント確認試験にて総合性能の確認を実施する

(2) 試験方法

系統機能試験は、検出器等の模擬作動信号あるいは手動によって系統を作動（模擬作動を含む）させ、

- ・ 論理回路の作動状況（警報表示等）
- ・ 機器の実作動状況（中操ランプ表示、現場開度計、ポンプ作動時間、弁作動時間）
- ・ 系統流量

など、系統の状態を確認するためのパラメータを確認する。なお、それぞれの試験の具体的な試験方法（手順、判定基準等）については、定期事業者検査にて実施される方法を用いる。

また、地震影響に特に注意する観点から、以下の項目については重点的に確認する（添付資料-3 参照）。

a. 試験実施前の前提条件の確認

系統機能試験実施前の前提条件の確認として、試験に係わる設備の健全性が、機器レベルの点検・評価によって確認されていること及び系統機能試験に関連する定期事業者検査が完了していることを確認する。また、系統機能試験時に実作動の状態を確認しない論理回路確認等については、定期事業者検査の記録を個別に確認する。

b. インターロックから実作動までの一連の作動状態の確認

インターロックから実作動までの一連の作動試験となる検査については、以下の実作動の状態を確認する。

弁の開度・作動状態

ポンプ・ファンの作動状態

その他の作動機器の状態

なお、試験項目に応じて、現場での確認を実施し、確認が困難なものにあっては、測定値等により確認する。また、これらの確認においては振動診断等も活用し実施する。

- c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認

設備点検で異常が確認された設備は、系統機能試験前に健全であることを確認するが、系統機能試験時に当該設備が作動する場合は、異常の内容を考慮した確認項目を設定し、補修等の復旧状態を確認する。
- d. 地震前の試験結果との比較

今回の試験結果については、判定基準を満たしていることに加え、地震前の試験結果（前回データ等）との比較を行う。

4.3 系統健全性の評価

系統機能試験の結果を踏まえ、系統健全性の評価を行う。
系統機能試験において判定基準を満足する場合は、系統機能が正常に発揮されているものと評価する。
系統機能試験で異常が確認された場合は、原因の究明を行うと共に、必要に応じて対策を実施し、再度系統機能試験を行う。

5. プラント確認試験

5.1 試験対象設備

電気事業法に基づく事業用電気工作物の工事計画書に記載のある全ての設備とする。

5.2 プラント確認試験方法の策定

プラント確認試験は、プラント起動時の各段階で、以下の基本的な考え方に基づき実施する。これら、主要パラメータ採取および地震影響を考慮した総合確認により、今後、プラントが継続的かつ安定的に運転可能であることを確認する。

(1) 主要パラメータ採取による総合確認

- ・原子炉圧力、原子炉水位、原子炉水温度、炉心流量、主蒸気流量、給水流量、発電機出力等、総合負荷性能検査、蒸気タービン性能検査（その1）で確認しているパラメータに加え、復水器真空度等、プラントの状態変化に応じて監視する必要があると判断したパラメータの採取によって、各系統機能を総合したプラント全体の総合性能を確認する（添付資料-4 参照）
- ・これらの主要パラメータについて、地震前の運転データとの比較を行う。

(2) 地震影響を考慮した総合確認

地震の影響を確認する観点から、

- ・主要ポンプ等の地震前後における運転状態の比較
- ・蒸気系、高温系配管等からの漏えいを検知するための目視点検、圧力確認および放射線モニタ等の確認

などの、地震による影響を考慮した点検およびパラメータ採取を実施する。

起動前の点検・評価計画書に基づく点検で異常が確認された設備については、以下の通り点検およびパラメータ採取を実施する。

- ・地震を起因とした事象が確認されたが、機能に影響がない等の理

由により、補修、取替を実施していない設備については、関連するパラメータ等を重点的に確認することで当該事象が運転に影響を与えないことを確認する。

- ・ 地震を起因とした事象が確認され、補修、取替を実施した設備については、当該事象が再度発生していることは考え難いが、念のためプラント起動に合わせて設備の健全性を確認する。

なお、地震を起因としない異常が確認された設備については、通常の保全プログラムに基づき、確認を行う。

上記 および の観点から採取するパラメータは、通常の運転監視や総合負荷性能検査で確認している主要パラメータ以外のパラメータも含めて採取する（添付資料-4 参照）。

5.3 確認手順および判定基準の策定

5.3.1 確認手順

プラント確認試験(主要パラメータ採取による総合確認および地震影響を考慮した総合確認)については、以下の手順により実施する。

(1) 原子炉起動から発電機並列まで

各段階でパラメータ採取を行うとともに、復水器真空度や原子炉圧力等、起動操作に伴い変化するパラメータについて、一定時間毎にパラメータ採取を実施する。

昇圧過程における変化をより慎重に確認するとの観点で、原子炉格納容器内設備の確認は、通常起動時に定格圧力近傍で実施している原子炉圧力約 7.0MPa (炉水温度約 280) での確認に加え、定格圧力の約半分まで加圧され炉水温度が定格温度近傍となる、原子炉圧力約 3.5MPa (炉水温度約 240) においても、機器の加圧状態および入熱状態での確認を実施する。ここでは、圧力上昇および温度上昇に伴い、配管や弁グランド部からの漏えい等の有無、熱移動による配管や支持構造物の干渉等の異常のないことを、目視により確認する。

また、動的機器の振動確認を開始する。

(2) 発電機並列以降から定格熱出力到達まで

発電機の各出力段階(約20%、約50%、約75%)で出力を安定させ、主要設備のパラメータ採取を実施する。なお、定格熱出力到達前に、発電機出力約100%時においても、主要設備のパラメータ採取を実施する。また、発電機出力約20%、約50%時には、蒸気系配管が概ね定格圧力、温度に達し、定格熱出力運転時に必要となる主要ポンプが全てインサービスされるため、設備点検が概ね完了するが、それ以降の出力段階においても、出力上昇に伴う影響確認を行う観点から、動的機器の振動確認および巡視での外観上から判断できる漏えい確認、異音、異臭等の有無の確認による状態監視を実施し、配管系からの漏えいおよび機器の入熱による影響等を継続的に確認する。

(3) 定格熱出力到達以降

定格熱出力到達以降、安定した運転状態において、主要設備のパラメータ採取を実施する。なお、今後、安定的にプラントが運転可能であることを確認するため、定格熱出力での評価期間を十分に設けるとともに、定期的な主要設備のパラメータ採取、巡視による設備の状態監視を実施する。

5.3.2 判定基準の策定

主要パラメータ採取による総合確認および、地震影響を考慮した総合確認の判定基準は、定期事業者検査における判定基準等を用いることを基本とする。

5.4 プラント確認試験の評価

判定基準を満足する場合は、プラント運転性能が正常に発揮されているものと評価する。また、出力上昇段階での主要パラメータ等、判定基準が定められていないものについては、地震前のデータ(建設時あるいは過去の起動時におけるデータ等)を参考に異常のないことを確認する。

これらの評価によって、異常が確認された場合は、原因の究明を行うとともに

にプラントの安定運転に与える影響の有無について検討し、必要に応じた対策を講じる。

6. 留意事項

6.1 プラント起動前確認事項

プラント起動にあたっては、以下の要件が満たされていることを確認する。

- ・起動前の点検・評価計画書で定める原子炉の蒸気発生前に実施する設備点検、および系統機能試験が終了し、異常のないこと。
- ・地震後に確認されたプラント起動および定格運転状態に関する設備の不適合に対し、他プラントで確認されている不適合も含め適切な処置が実施されていること。
- ・プラント起動に関する運転計画が定められていること。
- ・プラント起動および異常発生時における対応操作に関する運転手順が定められていること。
- ・プラント起動に必要となる系統のラインナップが完了していること。
- ・原子炉の運転に必要な運転員が確保されていること。

6.2 異常発生時の措置

プラント起動時において設備に異常が確認された場合には、異常の状況、プラントの運転への影響等を速やかに評価し、必要に応じてプラントを停止し、原因究明と対策を実施する。なお、現時点において、プラントを停止する必要がある異常（通常の保全の範囲で復旧できないもの）としては、

- ・蒸気系配管からの著しい漏えいが確認された場合
 - ・入熱の影響により支持構造物に異常な変形や干渉等が確認された場合
 - ・蒸気タービンについて再度のバランス調整が必要と判断される場合
- 等が考えられる。

6.3 安全管理

プラント全体の機能試験・評価の実施にあたっては、マニュアル等を遵守して事前に他系統の運転状況、インターロックその他の安全機能のチェックを確実に実施し、原子力安全の確保を確実にする。

6.4 プラントの長期停止の影響確認

プラントが長期間停止していたことに鑑み、「プラント長期停止時対応マニュアル」に基づく、発錆防止・固着防止等を考慮した適切な保管管理が機器の特性に応じて実施されていることを確認する。

また、長期間停止した後のプラント起動における、過去の不適合事象を抽出し、水平展開の要否を検討する。

6.5 保全プログラムへの反映

プラント全体の機能試験・評価で得られた結果および知見については、今後の点検・評価計画に適切に反映する。また、本評価の完了後も回転機器等の状態監視および主要パラメータの確認を継続的に実施するとともに、地震を起因とした異常が確認された設備における点検周期の検討を行うなど保全プログラムへの反映事項についても検討していく。

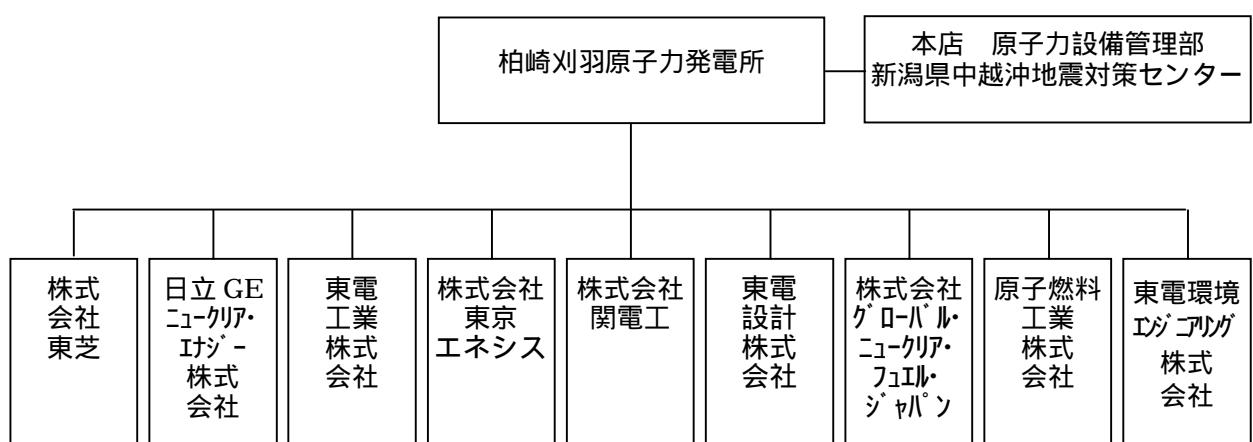
7. 記録

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の原子炉施設の保守管理記録に基づき、点検・評価の実施記録、評価の結果等を記録し、当該記録の保存期間は、保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後五年が経過するまでの期間とする。

8. 体制

8.1 プラント全体の機能試験・評価体制

プラント全体の機能試験・評価の体制 を図-8.1 に示す。



現時点における主要な体制を記載

図-8.1 試験・評価体制

試験・評価の実施者の力量管理については以下のとおりとする。

- ・ 業務経験年数等、適切な力量を有する者を配置すること。
- ・ 必要に応じ、地震によって影響を受け破損しやすい箇所等を把握可能な設計者に意見を求めることが可能な体制とすること。
- ・ 系統機能試験については、検査に関する教育を受けたもの等、定期事業者検査における人員配置で実施する。

8.2 評価会議体制について

プラント全体の機能試験では、ホールドポイント毎に評価会議を実施し、プラント運転状態について、運転部門、保全部門の関係箇所の責任者による評価を行う。この評価会議では、プラントの状況の確認、ならびに設備の不適合事象や気づき事項等の内容、対応状況について審議し、次ステップへの移行の判断を行う。評価会議体制を図-8.2に示す。

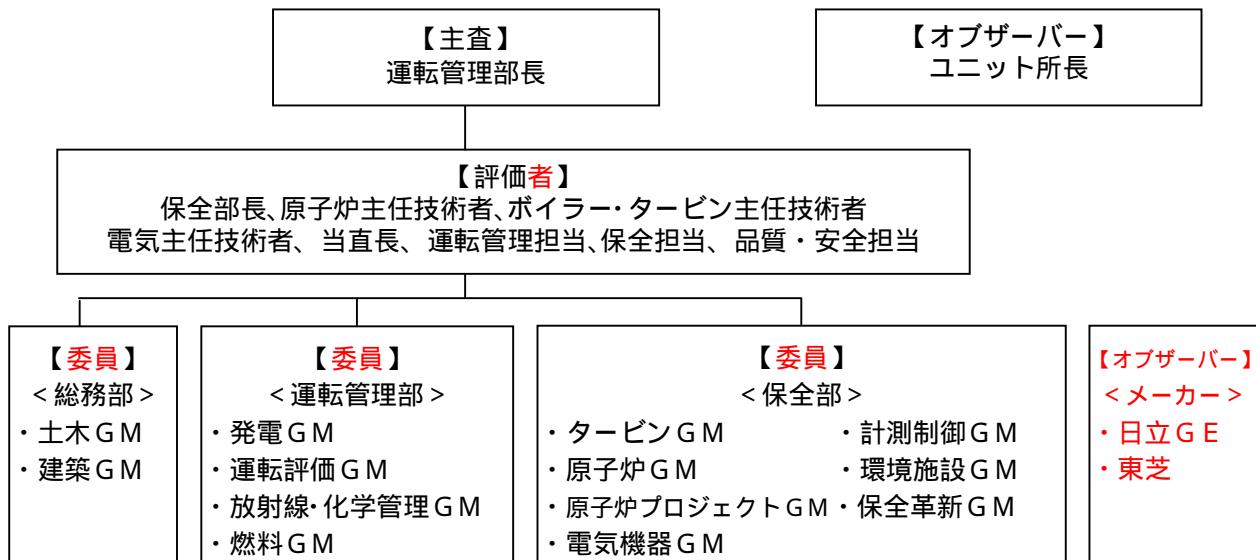


図-8.2 評価会議体制

注：GM（グループマネージャー：当該グループの管理責任者）

9. スケジュール

現時点において、本計画書に基づいて実施するプラント全体の機能試験の実施時期は未定である。プラント起動に関する詳細な試験工程については、添付資料-5に示すプラント全体の機能試験工程を基本に、必要な点検および評価を行う。

10. 添付資料

- (1) 柏崎刈羽原子力発電所5号機 プラント起動時の設備点検対象機器一覧
- (2) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表
- (3) 系統機能試験における試験方法一覧
- (4) プラント全体の機能試験・評価において採取するパラメーター一覧
- (5) プラント全体の機能試験工程

以上

添付資料-1

柏崎刈羽原子力発電所5号機
プラント起動時の設備点検
対象機器一覧

柏崎刈羽原子力発電所5号機 プラント起動時の設備点検対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	安全重要度	耐震 重要度	プラント起動時の設備点検	
							作動試験 機能確認	漏えい確認
(2)横形ポンプ								
原子炉冷却系統設備	復水給水系	タービン駆動原子炉 給水ポンプ	N38-C001	A	クラス3	B	○	○
				B	クラス3	B	○	○
	原子炉隔離時 冷却系	原子炉隔離時冷却系 ポンプ	E51-C001	-	クラス1	As	○	○
(4)ポンプ駆動用タービン								
原子炉冷却系統設備	原子炉隔離時 冷却系	原子炉隔離時冷却系 ポンプ背圧式蒸気 タービン	E51-C002	-	クラス1	As	○	○
	復水給水系	原子炉給水ポンプ 駆動用蒸気タービン		A	クラス3	B	○	○
		N38-C002	B	クラス3	B	○	○	
(9)弁								
原子炉冷却系統設備	主蒸気系	タービンバイパス弁	N37-F001A	1	クラス2	B	-	○
				3	クラス2	B	-	○
				5	クラス2	B	-	○
				7	クラス2	B	-	○
			N37-F001B	2	クラス2	B	-	○
				4	クラス2	B	-	○
				6	クラス2	B	-	○
				8	クラス2	B	-	○
	原子炉隔離時 冷却系	主要弁	E51-F004	-	クラス1	As	-	○
			E51-F009	-	クラス1	As	-	○
蒸気タービン	蒸気タービンに 附属する管	グランド蒸気減圧弁	N33-F012	A	クラス3	B	-	○
			N33-F015	B	クラス3	B	-	○
		グランド蒸気蒸化器 加熱蒸気安全弁	N36-F055	-	クラス3	B	-	○
			N36-F056	-	クラス3	B	-	○
			N36-F057	-	クラス3	B	-	○
			N36-F058	-	クラス3	B	-	○
			N36-F051	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
(14)主タービン								
蒸気タービン		高圧タービン	N31-C001	-	クラス3	B	○	○
		低圧タービン	N31-C002	A	クラス3	B	○	○
				B	クラス3	B	○	○
				C	クラス3	B	○	○

柏崎刈羽原子力発電所5号機 プラント起動時の設備点検対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	安全重要度	耐震 重要度	プラント起動時の設備点検	
							作動試験 機能確認	漏えい確認
	調速装置及び 非常調速装置 の種類	調速装置	-	-	クラス3	B	○	-
		非常調速装置	-	-	クラス3	B	○	-

(15)発電機

電気設備	発電機	主発電機本体	N41-C001	-	クラス3	C	○	○
------	-----	--------	----------	---	------	---	---	---

(23)配管

原子炉冷却系統設備	給水加熱器 ドレンベント系	主配管	-	-	クラス3	B	-	○
	タービン補助 蒸気系	主配管	-	-	クラス3	B	-	○
	抽気系	主配管	-	-	クラス3	B	-	○
	復水給水系	主配管2	-	-	クラス2	B	-	○
		主配管3	-	-	クラス3	B	-	○
		主配管4	-	-	クラス2	As	-	○
	原子炉隔離時冷却 系	主配管1	-	-	クラス1	As	-	○
		主配管2	-	-	クラス3	As	-	○
	主蒸気系	主配管2	-	-	クラス2	A	-	○
		主配管3	-	-	クラス2	B	-	○
		主配管4	-	-	クラス3	B	-	○
蒸気タービン	蒸気タービン	クロスアラウンド管	-	-	クラス3	B	-	○
		第1抽気管	-	-	クラス3	B	-	○
		第2抽気管	-	-	クラス3	B	-	○
		第3抽気管	-	-	クラス3	B	-	○
		第4抽気管	-	-	クラス3	B	-	○
		蒸化器加熱蒸気管	-	-	クラス3	B	-	○
		リード管	-	-	クラス3	B	-	○
	蒸気タービンに 附属する管	給水加熱器ドレンベント系の管	-	-	クラス3	B	-	○
		タービングランド蒸気系の管	-	-	クラス3	B	-	○
		タービン補助蒸気系の管	-	-	クラス3	B	-	○
		抽気系の管	-	-	クラス3	B	-	○

(25)熱交換器

蒸気タービン	蒸気タービンに 附属する 熱交換器	グランド蒸気復水器	N33-B002	-	クラス3	B	-	○
		グランド蒸気蒸化器	N33-B001	-	クラス3	B	-	○

柏崎刈羽原子力発電所5号機 プラント起動時の設備点検対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	安全重要度	耐震 重要度	プラント起動時の設備点検	
							作動試験 機能確認	漏えい確認
(26)復水器、給水加熱器、湿分分離器								
蒸気タービン	復水器	復水器	N61-B001	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
				C	クラス3	B	-	○
原子炉冷却系統設備	復水給水系	第1給水加熱器	N21-B001	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
		第2給水加熱器	N21-B002	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
		第3給水加熱器	N21-B003	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
				C	クラス3	B	-	○
		第4給水加熱器	N21-B004	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
				C	クラス3	B	-	○
		第5給水加熱器	N21-B005	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
				C	クラス3	B	-	○
		第6給水加熱器	N21-B006	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
				C	クラス3	B	-	○
蒸気タービン	蒸気タービン	湿分分離器	N35-D001	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
				-	クラス3	C	○	-
				A	クラス3	C	○	-
				B	クラス3	C	○	-
				-	クラス3	C	○	-
(28)変圧器								
電気設備	主変圧器	主変圧器	S11	-	クラス3	C	○	-
	所内変圧器	所内変圧器	R11HTR5	A	クラス3	C	○	-
				B	クラス3	C	○	-

柏崎刈羽原子力発電所5号機 プラント起動時の設備点検対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	安全重要度	耐震 重要度	プラント起動時の設備点検	
							作動試験 機能確認	漏えい確認
(31)計器、継電器、調整器、検出器、変換器								
計測制御系統設備	核計測装置 (移動式炉心内計測 装置)	移動式炉心内 計測装置	C51-TIP	5個	ノンクラス	C	○	-
	核計測装置 (出力領域計測裝 置)	出力領域計測装置 検出器	C51-LPRM	172個	クラス1	A	○	-
	核計測装置 (中間領域計測裝 置)	中間領域計測装置 検出器	C51-NE-002	8個	クラス1	A	○	-
	核計測装置 (中性子源領域計測 装置)	中性子源領域 計測装置検出器	C51-NE-001	4個	クラス2	A	○	-
電気設備	励磁装置	主発電機AVR	-	-	クラス3	C	○	-
(36)空気抽出器								
蒸気タ-ピン	蒸気タ-ピンに 附属する 熱交換器	蒸気式空気抽出器	N21-B007	-	クラス3	B	-	○

添付資料-2

「発電用原子力設備に関する技術基準を
定める省令」(省令 62 号)の要求について
の整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令各項番号				技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条 の 項	項	号								
原	1			この命令は、原子力を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物について適用する。	第1条(適用範囲) 1.本命令の「原子力発電所に対する許認可上の位置付けは、設置(変更)許可申請に対する安全審査で確認された事項を、工事計画等の後段規制において具体的に確認するための基準である。」 第1条は、本命令の適用範域を定めるもので、「原子力を原動力として電気を発生するための電気工作物に対する許認可申請に対する安全審査で確認された事項を、工事計画等の後段規制において具体的に確認するための基準である。」と規定する。この場合、「原子力を原動力として電気を発生するための電気工作物」とは、別途規制される「原子力発電所」の「原子力設備及び(ハ)附属設備」、「機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生する想定された原子炉の事故の種類、程度、影響に影響する機器等の明細書に示され事項」を含む。 また、「原子力を原動力として電気を発生するための電気工作物」とは、各条文において別途適用範囲が規定するものも、「構造的・機能的・操作的・運転的・監視的・測定的・保護的・防護的・遮断的・遮離的・遮離停止的・遮離復帰的(改修を含む)」に適用すべき基準であるとともに、供用を開始した後に、いつでも適用すべき基準である。 この場合において、電気事業法第47条に基づく工事計画認可と同法第48条に基づく工事計画の実施の認可のうち、前者が適用される場合は、後者も適用される。この場合、「原子力を原動力として電気を発生するための電気工作物」には、當初に当該に申請された様式及び規則(修正や劣化を想定したの要仕様を含む。)を維持することが求められる。 4.本技術基準は、電気事業法第47条に基づく原子力を原動力として電気を発生するための電気工作物に対する許認可申請に対する安全審査のための技術基準であり、電気事業法第48条に基づく工事計画認可等が求められる設置である。本改正(件名:ナリウム水包膜型原子炉充電設備にかかる以下の事項、高濃度構造に対する詳細な要求事項を[ナリウム水包膜型原子炉充電設備]の技術基準の適用に当たって別記引く)で明確にしている。 - 鋼水炉(PPWR及びPWR)に関する要求事項に加えて附加的な要求事項 - ナトリウム漏えいへの措置、ナトリウムを用いた隔壁設備、カバー - ガス、高濃度構造 - 本技術基準第3条(特徴的な設計による認可)により適用外可能な事項 (安全弁、原子炉容器内圧力の変動を自動的に緩和する装置、格納容	第1条(適用範囲) 1. 許可(変更)件可申請における安全審査の確認事項としては、安全審査の添付書類八(実用充電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号))第2条第2項第8号に記載される「原子炉の安全設備等の子機器の設置並びに運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)第2条第2項第10号」の「原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生する想定された原子炉の事故の種類、程度、影響に影響する機器等の明細書に示され事項」を含む。 また、本技術基準は、別途適用範囲が規定するものも、「構造的・機能的・操作的・運転的・監視的・測定的・保護的・遮断的・遮離的・遮離停止的・遮離復帰的(改修を含む)」に適用すべき基準であるとともに、供用を開始した後に、いつでも適用すべき基準である。 この場合において、電気事業法第47条に基づく工事計画認可と同法第48条に基づく工事計画の実施の認可のうち、前者が適用される場合は、後者も適用される。この場合、「原子力を原動力として電気を発生するための電気工作物」には、當初に当該に申請された様式及び規則(修正や劣化を想定したの要仕様を含む。)を維持することが求められる。 4. 本技術基準は、電気事業法第47条に基づく原子力を原動力として電気を発生するための電気工作物に対する許認可申請に対する安全審査のための技術基準であり、電気事業法第48条に基づく工事計画認可等が求められる設置である。本改正(件名:ナリウム水包膜型原子炉充電設備にかかる以下の事項、高濃度構造に対する詳細な要求事項を[ナリウム水包膜型原子炉充電設備]の技術基準の適用に当たって別記引く)で明確にしている。 - 鋼水炉(PPWR及びPWR)に関する要求事項に加えて附加的な要求事項 - ナトリウム漏えいへの措置、ナトリウムを用いた隔壁設備、カバー - ガス、高濃度構造 - 本技術基準第3条(特徴的な設計による認可)により適用外可能な事項 (安全弁、原子炉容器内圧力の変動を自動的に緩和する装置、格納容	適用範囲	その他	-	適用範囲についての記載のため、分類をその他とした
原	2			原2条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該命令に定めることとする。原2号 1.「放射線」とは、原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第5号に規定する放射線又は一ガガ電子ボルト満度のエネルギーを有する電子線若しくはエニックスであつて、自然に存在するもの以外のものをいふ。原2号 2.「原子炉」とは、原子炉本体と原子炉周辺施設をいふ。原2号 3.「一次冷却材」とは、原子炉において発生した熱を原子炉から直接に取り出すことを主たる目的とする流体をいふ。原2号 4.「二次冷却材」とは、原子炉周辺施設における熱交換器により取り出すための流体をいふ。原2号 5.「放射性廃棄物」とは、原子炉周辺施設における放射性廃棄物をいふ。原2号 6.「放射性廃棄物」とは、原子炉周辺施設における放射性廃棄物をいふ。原2号 7.「放射性廃棄物」とは、原子炉周辺施設における放射性廃棄物をいふ。原2号 8.「放射性廃棄物」とは、原子炉周辺施設における放射性廃棄物をいふ。原2号 9.「放射性廃棄物」とは、原子炉周辺施設における放射性廃棄物をいふ。原2号 10.「補助ボイラー」とは、原2号 11.「補助ボイラー」とは、原2号 12.「原2号 13.「原2号 14.「原2号 15.「原2号 16.「原2号 17.「原2号 18.「原2号 19.「原2号 20.「原2号 21.「原2号 22.「原2号 23.「原2号 24.「原2号 25.「原2号 26.「原2号 27.「原2号 28.「原2号 29.「原2号 30.「原2号 31.「原2号 32.「原2号 33.「原2号 34.「原2号 35.「原2号 36.「原2号 37.「原2号 38.「原2号 39.「原2号 40.「原2号 41.「原2号 42.「原2号 43.「原2号 44.「原2号 45.「原2号 46.「原2号 47.「原2号 48.「原2号 49.「原2号 50.「原2号 51.「原2号 52.「原2号 53.「原2号 54.「原2号 55.「原2号 56.「原2号 57.「原2号 58.「原2号 59.「原2号 60.「原2号 61.「原2号 62.「原2号 63.「原2号 64.「原2号 65.「原2号 66.「原2号 67.「原2号 68.「原2号 69.「原2号 70.「原2号 71.「原2号 72.「原2号 73.「原2号 74.「原2号 75.「原2号 76.「原2号 77.「原2号 78.「原2号 79.「原2号 80.「原2号 81.「原2号 82.「原2号 83.「原2号 84.「原2号 85.「原2号 86.「原2号 87.「原2号 88.「原2号 89.「原2号 90.「原2号 91.「原2号 92.「原2号 93.「原2号 94.「原2号 95.「原2号 96.「原2号 97.「原2号 98.「原2号 99.「原2号 100.「原2号 101.「原2号 102.「原2号 103.「原2号 104.「原2号 105.「原2号 106.「原2号 107.「原2号 108.「原2号 109.「原2号 110.「原2号 111.「原2号 112.「原2号 113.「原2号 114.「原2号 115.「原2号 116.「原2号 117.「原2号 118.「原2号 119.「原2号 120.「原2号 121.「原2号 122.「原2号 123.「原2号 124.「原2号 125.「原2号 126.「原2号 127.「原2号 128.「原2号 129.「原2号 130.「原2号 131.「原2号 132.「原2号 133.「原2号 134.「原2号 135.「原2号 136.「原2号 137.「原2号 138.「原2号 139.「原2号 140.「原2号 141.「原2号 142.「原2号 143.「原2号 144.「原2号 145.「原2号 146.「原2号 147.「原2号 148.「原2号 149.「原2号 150.「原2号 151.「原2号 152.「原2号 153.「原2号 154.「原2号 155.「原2号 156.「原2号 157.「原2号 158.「原2号 159.「原2号 160.「原2号 161.「原2号 162.「原2号 163.「原2号 164.「原2号 165.「原2号 166.「原2号 167.「原2号 168.「原2号 169.「原2号 170.「原2号 171.「原2号 172.「原2号 173.「原2号 174.「原2号 175.「原2号 176.「原2号 177.「原2号 178.「原2号 179.「原2号 180.「原2号 181.「原2号 182.「原2号 183.「原2号 184.「原2号 185.「原2号 186.「原2号 187.「原2号 188.「原2号 189.「原2号 190.「原2号 191.「原2号 192.「原2号 193.「原2号 194.「原2号 195.「原2号 196.「原2号 197.「原2号 198.「原2号 199.「原2号 200.「原2号 201.「原2号 202.「原2号 203.「原2号 204.「原2号 205.「原2号 206.「原2号 207.「原2号 208.「原2号 209.「原2号 210.「原2号 211.「原2号 212.「原2号 213.「原2号 214.「原2号 215.「原2号 216.「原2号 217.「原2号 218.「原2号 219.「原2号 220.「原2号 221.「原2号 222.「原2号 223.「原2号 224.「原2号 225.「原2号 226.「原2号 227.「原2号 228.「原2号 229.「原2号 230.「原2号 231.「原2号 232.「原2号 233.「原2号 234.「原2号 235.「原2号 236.「原2号 237.「原2号 238.「原2号 239.「原2号 240.「原2号 241.「原2号 242.「原2号 243.「原2号 244.「原2号 245.「原2号 246.「原2号 247.「原2号 248.「原2号 249.「原2号 250.「原2号 251.「原2号 252.「原2号 253.「原2号 254.「原2号 255.「原2号 256.「原2号 257.「原2号 258.「原2号 259.「原2号 260.「原2号 261.「原2号 262.「原2号 263.「原2号 264.「原2号 265.「原2号 266.「原2号 267.「原2号 268.「原2号 269.「原2号 270.「原2号 271.「原2号 272.「原2号 273.「原2号 274.「原2号 275.「原2号 276.「原2号 277.「原2号 278.「原2号 279.「原2号 280.「原2号 281.「原2号 282.「原2号 283.「原2号 284.「原2号 285.「原2号 286.「原2号 287.「原2号 288.「原2号 289.「原2号 290.「原2号 291.「原2号 292.「原2号 293.「原2号 294.「原2号 295.「原2号 296.「原2号 297.「原2号 298.「原2号 299.「原2号 300.「原2号 301.「原2号 302.「原2号 303.「原2号 304.「原2号 305.「原2号 306.「原2号 307.「原2号 308.「原2号 309.「原2号 310.「原2号 311.「原2号 312.「原2号 313.「原2号 314.「原2号 315.「原2号 316.「原2号 317.「原2号 318.「原2号 319.「原2号 320.「原2号 321.「原2号 322.「原2号 323.「原2号 324.「原2号 325.「原2号 326.「原2号 327.「原2号 328.「原2号 329.「原2号 330.「原2号 331.「原2号 332.「原2号 333.「原2号 334.「原2号 335.「原2号 336.「原2号 337.「原2号 338.「原2号 339.「原2号 340.「原2号 341.「原2号 342.「原2号 343.「原2号 344.「原2号 345.「原2号 346.「原2号 347.「原2号 348.「原2号 349.「原2号 350.「原2号 351.「原2号 352.「原2号 353.「原2号 354.「原2号 355.「原2号 356.「原2号 357.「原2号 358.「原2号 359.「原2号 360.「原2号 361.「原2号 362.「原2号 363.「原2号 364.「原2号 365.「原2号 366.「原2号 367.「原2号 368.「原2号 369.「原2号 370.「原2号 371.「原2号 372.「原2号 373.「原2号 374.「原2号 375.「原2号 376.「原2号 377.「原2号 378.「原2号 379.「原2号 380.「原2号 381.「原2号 382.「原2号 383.「原2号 384.「原2号 385.「原2号 386.「原2号 387.「原2号 388.「原2号 389.「原2号 390.「原2号 391.「原2号 392.「原2号 393.「原2号 394.「原2号 395.「原2号 396.「原2号 397.「原2号 398.「原2号 399.「原2号 400.「原2号 401.「原2号 402.「原2号 403.「原2号 404.「原2号 405.「原2号 406.「原2号 407.「原2号 408.「原2号 409.「原2号 410.「原2号 411.「原2号 412.「原2号 413.「原2号 414.「原2号 415.「原2号 416.「原2号 417.「原2号 418.「原2号 419.「原2号 420.「原2号 421.「原2号 422.「原2号 423.「原2号 424.「原2号 425.「原2号 426.「原2号 427.「原2号 428.「原2号 429.「原2号 430.「原2号 431.「原2号 432.「原2号 433.「原2号 434.「原2号 435.「原2号 436.「原2号 437.「原2号 438.「原2号 439.「原2号 440.「原2号 441.「原2号 442.「原2号 443.「原2号 444.「原2号 445.「原2号 446.「原2号 447.「原2号 448.「原2号 449.「原2号 450.「原2号 451.「原2号 452.「原2号 453.「原2号 454.「原2号 455.「原2号 456.「原2号 457.「原2号 458.「原2号 459.「原2号 460.「原2号 461.「原2号 462.「原2号 463.「原2号 464.「原2号 465.「原2号 466.「原2号 467.「原2号 468.「原2号 469.「原2号 470.「原2号 471.「原2号 472.「原2号 473.「原2号 474.「原2号 475.「原2号 476.「原2号 477.「原2号 478.「原2号 479.「原2号 480.「原2号 481.「原2号 482.「原2号 483.「原2号 484.「原2号 485.「原2号 486.「原2号 487.「原2号 488.「原2号 489.「原2号 490.「原2号 491.「原2号 492.「原2号 493.「原2号 494.「原2号 495.「原2号 496.「原2号 497.「原2号 498.「原2号 499.「原2号 500.「原2号 501.「原2号 502.「原2号 503.「原2号 504.「原2号 505.「原2号 506.「原2号 507.「原2号 508.「原2号 509.「原2号 510.「原2号 511.「原2号 512.「原2号 513.「原2号 514.「原2号 515.「原2号 516.「原2号 517.「原2号 518.「原2号 519.「原2号 520.「原2号 521.「原2号 522.「原2号 523.「原2号 524.「原2号 525.「原2号 526.「原2号 527.「原2号 528.「原2号 529.「原2号 530.「原2号 531.「原2号 532.「原2号 533.「原2号 534.「原2号 535.「原2号 536.「原2号 537.「原2号 538.「原2号 539.「原2号 540.「原2号 541.「原2号 542.「原2号 543.「原2号 544.「原2号 545.「原2号 546.「原2号 547.「原2号 548.「原2号 549.「原2号 550.「原2号 551.「原2号 552.「原2号 553.「原2号 554.「原2号 555.「原2号 556.「原2号 557.「原2号 558.「原2号 559.「原2号 560.「原2号 561.「原2号 562.「原2号 563.「原2号 564.「原2号 565.「原2号 566.「原2号 567.「原2号 568.「原2号 569.「原2号 570.「原2号 571.「原2号 572.「原2号 573.「原2号 574.「原2号 575.「原2号 576.「原2号 577.「原2号 578.「原2号 579.「原2号 580.「原2号 581.「原2号 582.「原2号 583.「原2号 584.「原2号 585.「原2号 586.「原2号 587.「原2号 588.「原2号 589.「原2号 590.「原2号 591.「原2号 592.「原2号 593.「原2号 594.「原2号 595.「原2号 596.「原2号 597.「原2号 598.「原2号 599.「原2号 600.「原2号 601.「原2号 602.「原2号 603.「原2号 604.「原2号 605.「原2号 606.「原2号 607.「原2号 608.「原2号 609.「原2号 610.「原2号 611.「原2号 612.「原2号 613.「原2号 614.「原2号 615.「原2号 616.「原2号 617.「原2号 618.「原2号 619.「原2号 620.「原2号 621.「原2号 622.「原2号 623.「原2号 624.「原2号 625.「原2号 626.「原2号 627.「原2号 628.「原2号 629.「原2号 630.「原2号 631.「原2号 632.「原2号 633.「原2号 634.「原2号 635.「原2号 636.「原2号 637.「原2号 638.「原2号 639.「原2号 640.「原2号 641.「原2号 642.「原2号 643.「原2号 644.「原2号 645.「原2号 646.「原2号 647.「原2号 648.「原2号 649.「原2号 650.「原2号 651.「原2号 652.「原2号 653.「原2号 654.「原2号 655.「原2号 656.「原2号 657.「原2号 658.「原2号 659.「原2号 660.「原2号 661.「原2号 662.「原2号 663.「原2号 664.「原2号 665.「原2号 666.「原2号 667.「原2号 668.「原2号 669.「原2号 670.「原2号 671.「原2号 672.「原2号 673.「原2号 674.「原2号 675.「原2号 676.「原2号 677.「原2号 678.「原2号 679.「原2号 680.「原2号 681.「原2号 682.「原2号 683.「原2号 684.「原2号 685.「原2号 686.「原2号 687.「原2号 688.「原2号 689.「原2号 690.「原2号 691.「原2号 692.「原2号 693.「原2号 694.「原2号 695.「原2号 696.「原2号 697.「原2号 698.「原2号 699.「原2号 700.「原2号 701.「原2号 702.「原2号 703.「原2号 704.「原2号 705.「原2号 706.「原2号 707.「原2号 708.「原2号 709.「原2号 710.「原2号 711.「原2号 712.「原2号 713.「原2号 714.「原2号 715.「原2号 716.「原2号 717.「原2号 718.「原2号 719.「原2号 720.「原2号 721.「原2号 722.「原2号 723.「原2号 724.「原2号 725.「原2号 726.「原2号 727.「原2号 728.「原2号 729.「原2号 730.「原2号 731.「原2号 732.「原2号 733.「原2号 734.「原2号 735.「原2号 736.「原2号 737.「原2号 738.「原2号 739.「原2号 740.「原2号 741.「原2号 742.「原2号 743.「原2号 744.「原2号 745.「原2号 746.「原2号 747.「原2号 748.「原2号 749.「原2号 750.「原2号 751.「原2号 752.「原2号 753.「原2号 754.「原2号 755.「原2号 756.「原2号 757.「原2号 758.「原2号 759.「原2号 760.「原2号 761.「原2号 762.「原2号 763.「原2号 764.「原2号 765.「原2号 766.「原2号 767.「原2号 768.「原2号 769.「原2号 770.「原2号 771.「原2号 772.「原2号 773.「原2号 774.「原2号 775.「原2号 776.「原2号 777.「原2号 778.「原2号 779.「原2号 780.「原2号 781.「原2号 782.「原2号 783.「原2号 784.「原2号 785.「原2号 786.「原2号 787.「原2号 788.「原2号 789.「原2号 790.「原2号 791.「原2号 792.「原2号 793.「原2号 794.「原2号 795.「原2号 796.「原2号 797.「原2号 798.「原2号 799.「原2号 800.「原2号 801.「原2号 802.「原2号 803.「原2号 804.「原2号 805.「原2号 806.「原2号 807.「原2号 808.「原2号 809.「原2号 810.「原2号 811.「原2号 812.「原2号 813.「原2号 814.「原2号 815.「原2号 816.「原2号 817.「原2号 818.「原2号 819.「原2号 820.「原2号 821.「原2号 822.「原2号 823.「原2号 824.「原2号 825.「原2号 826.「原2号 827.「原2号 828.「原2号 829.「原2号 830.「原2号 831.「原2号 832.「原2号 833.「原2号 834.「原2号 835.「原2号 836.「原2号 837.「原2号 838.「原2号 839.「原2号 840.「原2号 841.「原2号 842.「原2号 843.「原2号 844.「原2号 845.「原2号 846.「原2号 847.「原2号 848.「原2号 849.「原2号 850.「原2号 851.「原2号 852.「原2号 853.「原2号 854.「原2号 855.「原2号 856.「原2号 857.「原2号 858.「原2号 859.「原2号 860.「原2号 861.「原2号 862.「原2号 863.「原2号 864.「原2号 865.「原2号 866.「原2号 867.「原2号 868.「原2号 869.「原2号 870.「原2号 871.「原2号 872.「原2号 873.「原2号 874.「原2号 875.「原2号 876.「原2号 877.「原2号 878.「原2号 879.「原2号 880.「原2号 881.「原2号 882.「原2号 883.「原2号 884.「原2号 885.「原2号 886.「原2号 887.「原2号 888.「原2号 889.「原2号 890.「原2号 891.「原2号 892.「原2号 893.「原2号 894.「原2号 895.「原2号 896.「原2号 897.「原2号 898.「原2号 899.「原2号 900.「原2号 901.「原2号 902.「原2号 903.「原2号 904.「原2号 905.「原2号 906.「原2号 907.「原2号 908.「原2号 909.「原2号 910.「原2号 911.「原2号 912.「原2号 913.「原2号 914.「原2号 915.「原2号 916.「原2号 917.「原2号 918.「原2号 919.「原2号 920.「原2号 921.「原2号 922.「原2号 923.「原2号 924.「原2号 925.「原2号 926.「原2号 927.「原2号 928.「原2号 929.「原2号 930.「原2号 931.「原2号 932.「原2号 933.「原2号 934.「原2号 935.「原2号 936.「原2号 937.「原2号 938.「原2号 939.「原2号 940.「原2号 941.「原2号 942.「原2号 943.「原2号 944.「原2号 945.「原2号 946.「原2号 947.「原2号 948.「原2号 949.「原2号 950.「原2号 951.「原2号 952.「原2号 953.「原2号 954.「原2号 955.「原2号 956.「原2号 957.「原2号 958.「原2号 959.「原2号 960.「原2号 961.「原2号 962.「原2号 963.「原2号 964.「原2号 965.「原2号 966.「原2号 967.「原2号 968.「原2号 969.「原2号 970.「原2号 971.「原2号 972.「原2号 973.「原2号 974.「原2号 975.「原2号 976.「原2号 977.「原2号 978.「原2号 979.「原2号 980.「原2号 981.「原2号 982.「原2号 983.「原2号 984.「原2号 985.「原2号 986.「原2号 987.「原2号 988.「原2号 989.「原2号 990.「原2号 991.「原2号 992.「原2号 993.「原2号 994.「原2号 995.「原2号 996.「原2号 997.「原2号 998.「原2号 999.「原2号 1000.「原2号 1001.「原2号 1002.「原2号 1003.「原2号 1004.「原2号 1005.「原2号 1006.「原2号 1007.「原2号 1008.「原2号 1009.「原2号 1010.「原2号 1011.「原2号 1012.「原2号 1013.「原2号 1014.「原2号 1015.「原2号 1016.「原2号 1017.「原2号 1018.「原2号 1019.「原2号 1020.「原2号 1021.「原2号 1022.「原2号 1023.「原2号 1024.「原2号 1025.「原2号 1026.「原2号 1027.「原2号 1028.「原2号 1029.「原2号 1030.「原2号 1031.「原2号 1032.「原2号 1033.「原2号 1034.「原2号 1035.「原2号 1036.「原2号 1037.「原2号 1038.「原2号 1039.「原2号 1040.「原2号 1041.「原2号 1042.「原2号 1043.「原2号 1044.「原2号 1045.「原2号 1046.「原2号 1047.「原2号 1048.「原2号 1049.「原2号 1050.「原2号 1051.「原2号 1052.「原2号 1053.「原2号 1054.「原2号 1055.「原2号 1056.「原2号 1057.「原2号 1058.「原2号 1059.「原2号 1060.「原2号 1061.「原2号 1062.「原2号 1063.「原2号 1064.「原2号 1065.「原2号 1066.「原2号 1067.「原2号 1068.「原2号 1069.「原2号 1070.「原2号 1071.「原2号 1072.「原2号 1073.「原2号 1074.「原2号 1075.「原2号 1076.「原2号 1077.「原2号 1078.「原2号 1079.「原2号 1080.「原2号 1081.「原2号 1082.「原2号 1083.「原2号 1084.「原2号 1085.「原2号 1086.「原2号 1087.「原2号 1088.「原2号 1089.「原2号 1090.「原2号 1091.「原2号 1092.「原2号 1093.「原2号 1094.「原2号 1095.「原2号 1096.「原2号 1097.「原2号 1098.「原2号 1099.「原2号 1100.「原2号 1101.「原2号						

*網掛け部分についてはプラント起動時に系統機能要求を確認する項目

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

*網掛け部分についてはプラント起動時に系統機能要求を確認する項目

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号				技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の	項	号							
原	9	-		第9条 原子炉設置工事及び機器ガイド工事に属する容器、管、配管等は、下記1)～4)のうち、最も厳しいものとし、又は炉心支持構造物の材料及び構造は、次の各号に適合すればならない。この場合において、第1号から第7号まで及び第15号の規定について、使用前に適用されるものとする。	第9条(材料及び構造) 1) 第1号～第7号までの構造強度は、電気事業法第39条第1項に基づき種別別に適用される。 2) 第1号イの「使用中の応力等に対する適切な耐食性を有む」とは、日本機械学会「電気用原子炉設備規格 設計・建設規範」(JSM-NCI-2001)及び「(平成17年版)電気用原子炉設備規格 設計・建設規範」における「炉内腐食による腐食に対する考慮」(NO-CC-001)に規定する「炉内腐食に対する考慮」(NO-CC-001)に準拠すること。(日本機械学会「電気用原子炉設備規格 設計・建設規範」)	第9条(材料及び構造) 1) 第1号～第7号までの構造強度は、電気事業法第39条第1項に基づき種別別に適用される。 2) 第1号イの「使用中の応力等に対する適切な耐食性を有む」とは、日本機械学会「電気用原子炉設備規格 設計・建設規範」(JSM-NCI-2001)及び「(平成17年版)電気用原子炉設備規格 設計・建設規範」における「炉内腐食による腐食に対する考慮」(NO-CC-001)に規定する「炉内腐食に対する考慮」(NO-CC-001)に準拠すること。(日本機械学会「電気用原子炉設備規格 設計・建設規範」)	材料及び構造(クラス1機器・支持構造物の材料)	その他	-	設計段階において確認された。 構造でって、供用期間中に確認する必要がない事項
原	9	二		二 クラス2機器又はクラス2支持構造物を使用する材料は、次によること。 イ クラス2機器又はクラス2支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に於て適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。 ロ クラス2機器又は使用的材料にあっては、当該機器の最高使用温度において、過度に腐食が生じる性質を有することを機械試験等により確認したこと。 ハ クラス2機器はクラス1支持構造物(液体ヒートパイプ等)に使用する材料であつては、有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	二 クラス2機器又はクラス2支持構造物を使用する材料は、次によること。 イ クラス2機器又はクラス2支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に於て適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。 ロ クラス2機器又は使用的材料にあっては、当該機器の最高使用温度において、過度に腐食が生じる性質を有することを機械試験等により確認したこと。 ハ クラス2機器に於ける構成については、有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	二 クラス2機器又はクラス2支持構造物を使用する材料は、次によること。 イ クラス2機器又はクラス2支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に於て適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。 ロ クラス2機器又は使用的材料にあっては、当該機器の最高使用温度において、過度に腐食が生じる性質を有することを機械試験等により確認したこと。 ハ クラス2機器に於ける構成については、有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	材料及び構造(クラス2機器・支持構造物の材料)	その他	-	設計段階において確認された。 構造でって、供用期間中に確認する必要がない事項
原	9	三		三 クラス3機器の使用する材料は、次によること。 イ クラス3機器又はクラス3支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対し過度な機械的強度及び化学的成分を有すること。 ロ 工学的安全設計に関する3号～3種の機器に使用的材料にあっては、当該機器の最高使用温度において、過度に腐食が生じる性質を有することを機械試験等により確認したこと。	三 クラス3機器の使用する材料は、次によること。 イ クラス3機器又はクラス3支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対し過度な機械的強度及び化学的成分を有すること。 ロ 工学的安全設計に関する3号～3種の機器に使用的材料にあっては、当該機器の最高使用温度において、過度に腐食が生じる性質を有することを機械試験等により確認したこと。	三 クラス3機器の使用する材料は、次によること。 イ クラス3機器又はクラス3支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対し過度な機械的強度及び化学的成分を有すること。 ロ 工学的安全設計に関する3号～3種の機器に使用的材料にあっては、当該機器の最高使用温度において、過度に腐食が生じる性質を有することを機械試験等により確認したこと。	材料及び構造(クラス3機器の材料)	その他	-	設計段階において確認された。 構造でって、供用期間中に確認する必要がない事項
原	9	四		四 クラス4管に使用的材料は、当該管が使用される圧力、温度、荷重等の条件に於て適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。	四 クラス4管に使用的材料は、当該管が使用される圧力、温度、荷重等の条件に於て適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。	四 クラス4管に使用的材料は、当該管が使用される圧力、温度、荷重等の条件に於て適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。	材料及び構造(クラス4管の材料)	その他	-	設計段階において確認された。 構造でって、供用期間中に確認する必要がない事項
原	9	五		五 原子炉格納容器(コンクリート原子炉格納容器を除く)以下の各号において同様に、原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に於て適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。 ロ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物に使用的材料にあっては、当該機器の最高使用温度において、過度に腐食が生じる性質を有することを機械試験等により確認したものであること。	五 原子炉格納容器(コンクリート原子炉格納容器を除く)以下の各号において同様に、原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に於て適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。 ロ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物に使用的材料にあっては、当該機器の最高使用温度において、過度に腐食が生じる性質を有することを機械試験等により確認したものであること。	五 原子炉格納容器(コンクリート原子炉格納容器を除く)以下の各号において同様に、原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に於て適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。 ロ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物に使用的材料にあっては、当該機器の最高使用温度において、過度に腐食が生じる性質を有することを機械試験等により確認したものであること。	材料及び構造(コンクリートPCVの材料)	その他	-	設計段階において確認された。 構造でって、供用期間中に確認する必要がない事項
原	9	六		六 コンクリート製原子炉格納容器のコンクリート部及び鋼製内張り部等に使用的材料は、次によること。 イ コンクリート部であつては、当該原子炉格納容器が有する圧力、温度、荷重等の条件に於て適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。 ロ コンクリート部であつては、有害な影響及び腐食作用をさへしないよう、長期間の耐久性を有すること。 ハ コンクリート部に鋼製部材として使用する鉄筋部材に於ける緊張材及び定形部材の强度は、当該原子炉格納容器が使用的材料に於て適切な耐食性を有すること。 ニ 鋼製内張り部等に使用的材料にあっては、耐久性及び圧縮性を有すること。	六 コンクリート製原子炉格納容器のコンクリート部及び鋼製内張り部等に使用的材料は、次によること。 イ コンクリート部であつては、当該原子炉格納容器が有する圧力、温度、荷重等の条件に於て適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。 ロ コンクリート部であつては、有害な影響及び腐食作用をさへしないよう、長期間の耐久性を有すること。 ハ コンクリート部に鋼製部材として使用する鉄筋部材に於ける緊張材及び定形部材の强度は、当該原子炉格納容器が使用的材料に於て適切な耐食性を有すること。 ニ 鋼製内張り部等に使用的材料にあっては、耐久性及び圧縮性を有すること。	六 コンクリート製原子炉格納容器のコンクリート部及び鋼製内張り部等に使用的材料は、次によること。 イ コンクリート部であつては、当該原子炉格納容器が有する圧力、温度、荷重等の条件に於て適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。 ロ コンクリート部であつては、有害な影響及び腐食作用をさへしないよう、長期間の耐久性を有すること。 ハ コンクリート部に鋼製部材として使用する鉄筋部材に於ける緊張材及び定形部材の强度は、当該原子炉格納容器が使用的材料に於て適切な耐食性を有すること。 ニ 鋼製内張り部等に使用的材料にあっては、耐久性及び圧縮性を有すること。	材料及び構造(コンクリートPCVの材料)	その他	-	対象設備無し
原	9	七		七 炉心支持構造物に使用的材料は、第1号イ、ハ及びニの規定に準ずること。	七 炉心支持構造物に使用的材料は、第1号イ、ハ及びニの規定に準ずること。	七 炉心支持構造物に使用的材料は、第1号イ、ハ及びニの規定に準ずること。	材料及び構造(炉心支持構造物の材料)	その他	-	設計段階において確認された。 構造でって、供用期間中に確認する必要がない事項

*網掛け部分についてはプラント起動時に系統機能要求を確認する項目

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

*網掛け部分についてはプラント起動時に系統機能要求を確認する項目

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号				技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条 の 項	項 号	項 号	項 号							
原 10	1	一	一	第一〇条 原子炉施設には、次の各号により安全弁又は遮がし弁(「安全弁等」という。以下この条において同じ。)を設けなければならない。 一 安全弁等は、確実に作動する機器を設けること。	第一〇条(安全弁等) 1 第10条において規定した「安全弁等」とは、安全弁(蒸気又は他のガス又は液体に作用されるもの)及び遮がし弁(又は他の液体用に使用されるもののうちのもの)	第一〇条(安全弁等) 1 解説2は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(JSME S NC1-2005)及びJSME S NC1-2005-2005)事例掲載過圧防護に関する規定」(平成15年9月1日付)に記載された事例掲載過圧防護が採りだしたことにより、平成18年8月25日付けで改正している。	安全弁等 確実に作動する機器	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 10	1	二	一	二 安全弁等の弁軸は、弁座面からの漏えいを遮るために防止できる構造であること。	2 第10条で規定する安全弁等は、日本機械学会「設計・建設規格」(JSME S NC1-2005)及び(JSME S NC1-2001)の第1章(「安全弁等」)及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2001)及び(JSME S NC1-2001-1)の第1章(「過圧防護に関する規定」)(NC-CC-001)によるところ。	2 平成15年9月改正された事例掲載過圧防護が採りだしたことにより、平成18年8月25日付けで改正している。	安全弁等 弁軸の弁座面からの漏えい防止構造	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 10	1	三	一	三 安全弁等の材料は、次にすること。 イ クラス1容器及びクラス1管に取り付けられる安全弁等の材料にあつては、第3条第1項の規定に準ずること。 ロ クラス2容器及びクラス2管に取り付けられる安全弁等の材料にあつては、第3条第2項の規定に準ずること。	(日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」)2011年版及び2005年版「事例掲載過圧防護に関する規定」(NC-CC-001)及び事例掲載過圧防護の規制に対する考慮(NC-CC-002)に関する技術指導書(平成18年6月1日付)によるところ。	3 安全弁等の材料は、次にすること。 イ クラス1容器及びクラス1管に取り付けられる安全弁等の材料にあつては、第3条第1項の規定に準ずること。 ロ クラス2容器及びクラス2管に取り付けられる安全弁等の材料にあつては、第3条第2項の規定に準ずること。	安全弁等 材料	その他	—	設計規則において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	1	四	一	四 搾動装置を設けるものがあつては、当該搾動装置が故障しても所要の吹き出し量が得られる構造であること。	「発電用原子力設備規格」に規定する標準の技術基準(昭和55年10月30日公表)の第101条、第102条、第103条の規定 「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」(昭和45年9月3日公表)の第72条、第73条の規定	4 搾動装置を設けるものであつては、所要の吹き出し量と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該搾動装置の過圧防護に必要な容量以上であることを、たゞ安全弁以外の過圧防護を有する装置を有するものにつきては、当該装置の過圧防護能力に相当する値を設置することである。	安全弁等 搾動装置故障時に所要吹き出し量が確保できる構造	その他	—	設計規則において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	1	五	一	五 原子炉施設がある場合は、加圧器。以下この号において同じ。は、次にすること。 イ 青色の影響によつて作動に支障を生ずることを防止するためヘローズが設けられた安全弁等(第1号に於いて「ロースト安全弁」という。)を遮る箇所に2段以上設けること。	「原子炉施設における安全弁等の技術基準の細目を定める告示(昭和40年6月15日公表)」の第29条、第34条の規定	5 原子炉施設がある場合は、加圧器。以下この号において同じ。は、次にすること。 イ 青色の影響によつて作動に支障を生ずることを防止するためヘローズが設けられた安全弁等(第1号に於いて「ロースト安全弁」という。)を遮る箇所に2段以上設けること。	安全弁等 原子炉圧力容器の安全弁の設置個数	その他	—	設計規則において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	1	五	口	口 安全弁等の容量の合計は、当該安全弁等の吹出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該安全弁等の過圧防護に有する装置を有するものにつきては、当該装置の過圧防護能力に相当する値を設置することである。	「安全弁等の容量の合計は、当該安全弁等の吹出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該安全弁等の過圧防護に有する装置を有するものにつきては、当該装置の過圧防護能力に相当する値を設置することである。」	6 天然ガス発生器がある場合は、次にすること。 イ 安全弁等を適切な箇所に設けること。	安全弁等 原子炉圧力容器の安全弁の容量	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 10	1	六	イ	口 安全弁等の容量の合計は、当該安全弁等の吹出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該安全弁等の過圧防護に有する装置を有するものにつきては、当該装置の過圧防護能力に相当する値を設置することである。	「安全弁等の容量の合計は、当該安全弁等の吹出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該安全弁等の過圧防護に有する装置を有するものにつきては、当該装置の過圧防護能力に相当する値を設置することである。」	7 七 原子炉施設がある場合は、遮圧器の部分又はそれに接続する機器が高圧側の圧力に耐えるように設計されているものについては、次によること。 イ クラス1管にあつては、ヘローズ弁を設けた安全弁を遮圧器の低圧側にこれに接続して偏心式設けること。	安全弁等 遮圧器の低圧側に接続する安全弁等の低圧側にこれに接続して偏心式設けること。	機器機能	—	設計規則において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	1	七	口	口 ヘリウム炉の遮圧器の低圧側に接続する安全弁等の低圧側にこれに接続して偏心式設けること。	8 七 液圧弁等を有する管であつて、遮圧器の部分又は遮圧器に接続する機器が高圧側の圧力に耐えるように設計されているものについては、次によること。 イ クラス1管にあつては、ヘローズ弁を設けた安全弁を遮圧器の低圧側にこれに接続して偏心式設けること。	9 八 安全弁等は、吹出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まる。	安全弁等 遮圧器の低圧側に接続する安全弁等の低圧側にこれに接続して偏心式設けること。	機器機能	—	設計規則において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	1	七	八	八 安全弁等は、遮圧器の低圧側に接続する機器が高圧側の部分又は遮圧器に接続する機器の遮圧器防止に必要な容量以上であること。	9 安全弁等は、遮圧器の低圧側に接続する機器が高圧側の部分又は遮圧器に接続する機器の遮圧器防止に必要な容量以上であること。	10 九 安全弁等は、遮圧器の低圧側に接続する機器が高圧側の部分又は遮圧器に接続する機器の遮圧器防止に必要な容量以上であること。	安全弁等 遮圧器の低圧側に接続する安全弁等の低圧側にこれに接続して偏心式設けること。	機器機能	—	設計規則において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	1	七	九	九 安全弁等は、遮圧器の低圧側に接続する機器が高圧側の部分又は遮圧器に接続する機器の遮圧器防止に必要な容量以上であること。	10 九 安全弁等は、遮圧器の低圧側に接続する機器が高圧側の部分又は遮圧器に接続する機器の遮圧器防止に必要な容量以上であること。	11 十 安全弁等は、遮圧器の低圧側に接続する機器が高圧側の部分又は遮圧器に接続する機器の遮圧器防止に必要な容量以上であること。	安全弁等 遮圧器の低圧側に接続する安全弁等の低圧側にこれに接続して偏心式設けること。	機器機能	—	設計規則において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	1	八	一	一 安全弁等は、遮圧器の低圧側に接続する機器が高圧側の部分又は遮圧器に接続する機器の遮圧器防止に必要な容量以上であること。	11 安全弁等は、遮圧器の低圧側に接続する機器が高圧側の部分又は遮圧器に接続する機器の遮圧器防止に必要な容量以上であること。	12 一二 安全弁等は、遮圧器の低圧側に接続する機器が高圧側の部分又は遮圧器に接続する機器の遮圧器防止に必要な容量以上であること。	安全弁等 遮圧器の低圧側に接続する安全弁等の低圧側にこれに接続して偏心式設けること。	機器機能	—	設計規則において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	1	八	二	二 前項の場合において、安全弁等の入口側又は出口側に破壊板を設ける場合、次の各号に於いては、必ず設けること。 イ 破壊板の吹出し圧力は、当該装置の最高使用圧力以下の圧力であること。 ロ 破壊板の破壊の機構は、当該装置の最高使用圧力以下の圧力であること。	13 一二 安全弁等は、遮圧器の低圧側に接続する機器が高圧側の部分又は遮圧器に接続する機器の遮圧器防止に必要な容量以上であること。	14 一二 安全弁等は、遮圧器の低圧側に接続する機器が高圧側の部分又は遮圧器に接続する機器の遮圧器防止に必要な容量以上であること。	安全弁等 遮圧器の低圧側に接続する安全弁等の低圧側にこれに接続して偏心式設けること。	機器機能	—	設計規則において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	1	九	一	三 原子炉施設に属する容器(第5号、第6号及び第3項に掲げるもの、補助ボンベ(第5号)を除く)の遮圧器の低圧側に接続する機器の遮圧器防止を設ける場合、内側に遮圧器が生ずる管のものについては、第6号並びに前号、ロ及び二の規定に準じて安全弁等を適切に設けること。	15 三 安全弁等は、遮圧器の低圧側に接続する機器が高圧側の部分又は遮圧器に接続する機器の遮圧器防止に必要な容量以上であること。	16 三 安全弁等は、遮圧器の低圧側に接続する機器が高圧側の部分又は遮圧器に接続する機器の遮圧器防止に必要な容量以上であること。	安全弁等 遮圧器の低圧側に接続する安全弁等の低圧側にこれに接続して偏心式設けること。	機器機能	—	設計規則において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	1	九	二	四 容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。	17 四 容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。	18 四 容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。	安全弁等 破壊板を設ける場合の破壊板の吹き出し圧力及び破壊時の安全弁機械支障防止	その他	—	設計規則において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	2	一	一	五 容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。	19 五 容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。	20 五 容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。	安全弁等 破壊板を設ける場合の破壊板の吹き出し圧力及び破壊時の安全弁機械支障防止	その他	—	設計規則において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	2	二	一	六 容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。	21 六 容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。	22 六 容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。	安全弁等 破壊板を設ける場合の破壊板の吹き出し圧力及び破壊時の安全弁機械支障防止	その他	—	設計規則において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	3	一	一	七 容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。	23 七 容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。	24 七 容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。	安全弁等 破壊板を設ける場合の破壊板の吹き出し圧力及び破壊時の安全弁機械支障防止	その他	—	設計規則において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	3	二	一	八 容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。	25 八 容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。	26 八 容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。	安全弁等 破壊板を設ける場合の破壊板の吹き出し圧力及び破壊時の安全弁機械支障防止	その他	—	設計規則において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

*網掛け部分についてはプラント起動時に系統機能要求を確認する項目

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令基準番号				技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要件の確認方法	備考
条 の 項	項	号								
原 18				第18条 放射性物質を含む一次冷却材(第16条第4号の装置から排出される放射性物質を含む液体を含む。)を通常運転時ににおいて一次冷却系に排出する場合は、これを安全に処理する装置を設置しなければならない。	① 第18条に規定する「安全に処理する装置」とは、放射性物質を含む一次冷却材を通じて通常運転時ににおいて一次冷却系に排出する場合に、これを最終的に放射性廃棄物処理設備に適切に導く設置であること。	第18条(一次冷却材の排出) ① 第18条に規定する「安全に処理する装置」とは、放射性物質を含む一次冷却材を通じて通常運転時ににおいて一次冷却系に排出する場合に、これを最終的に放射性廃棄物処理設備に適切に導く設置であること。 ② これは、放射性廃棄物を貯蔵する施設(保管場所並びに第28条及び第19条に規定する「逆止め弁」を設けない場合に、直接接続されない場合、又は十分な圧力差を有する場合を除く)、廃棄物貯蔵施設(保管場所並びに第28条及び第19条に規定する「逆止め弁」を設けない場合に、直接接続されない場合、又は十分な圧力差を有する場合を除く)、廃棄物搬出施設(保管場所並びに第28条及び第19条に規定する「逆止め弁」を設けない場合に、直接接続されない場合に、逆止め弁を設けなければならない。ただし、放射性物質を含む液体を放射性物質を含まない液体と導き管には、逆止め弁を設けなければならない。逆止め弁を設けなければならない場合は、この限りではない)。	第18条(一次冷却材の排出) ① 第18条に規定する「安全に処理する装置」とは、放射性物質を含む一次冷却材を通じて通常運転時ににおいて一次冷却系に排出する場合に、これを最終的に放射性廃棄物処理設備に適切に導く設置であること。 ② これは、放射性廃棄物を貯蔵する施設(保管場所並びに第28条及び第19条に規定する「逆止め弁」を設けない場合に、直接接続されない場合に、逆止め弁を設けなければならない。ただし、放射性物質を含む液体を放射性物質を含まない液体と導き管には、逆止め弁を設けなければならない。逆止め弁を設けなければならない場合は、この限りではない)。	一次冷却材の排出 放射性物質を含む一次冷却材(第16条第4号の装置から排出される放射性物質を含む液体を含む。)を通常運転時ににおいて一次冷却系に排出する場合の安全に処理する装置の設置	液体廃棄物処理系機能検査	
				第19条 放射性物質を含む一次冷却材を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を貯蔵する設置(保管場所並びに第28条及び第19条に規定する「逆止め弁」を設けない場合に、直接接続されない場合に、逆止め弁を設けなければならない。逆止め弁を設けなければならない場合は、この限りではない)。	第19条(逆止め弁) ① 第19条に規定する「逆流するおそれがない場合」とは、直接接続されない場合、又は十分な圧力差を有する場合をいう。	なし	逆止め弁 放射性物質を含む一次冷却材を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を貯蔵する設置へ放射性物質を含まない液体を導く旨への逆止め弁の設置	液体廃棄物が蓄積設備・処理設備のインターロック機能検査		
				第20条 原子力発電所では、次の各号に掲げる事項を計測する装置を設置しなくてはならない。直接接続されない場合に、直接接続する場合と同様に扱われる場合、当該事項を直接接続する装置をもつて扱えることができる。 一 伊丹南	第20条(計測装置) ① 第19条に規定する「逆流するおそれがない場合」としてはサンプリングによる測定、演算(炉心別)が用いられる。 ② 第19条に規定する「直接接続する装置をもつて扱える」としては、伊丹南における中性子束密度	第20条(計測装置) ① 第19条に規定する「逆流するおそれがない場合」としてはサンプリングによる測定、演算(炉心別)が用いられる。 ② 第19条に規定する「直接接続する装置をもつて扱える」としては、伊丹南における中性子束密度	計測装置 炉心における中性子束密度	総合負荷性能検査		
原 20		1	一	三 制御機の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度	第20条(計測装置) ③ 第1項第1号はBWRに対して、第2号はPWRに対して適用される。 ④ 第1項第2号は原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量を計測する。 ⑤ 原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量を計測する。 ⑥ 原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量を計測する。	第20条(計測装置) ③ 第1項第1号はBWRに対して、第2号はPWRに対して適用される。 ④ 第1項第2号は原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量を計測する。 ⑤ 原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量を計測する。 ⑥ 原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量を計測する。	計測装置 炉心における中性子束密度	機器機能	設備点検、定期事業者検査にて確認	
		1	二	四 四次冷却材に関する次の事項	⑦ 放射性物質及び不純物の濃度 ⑧ 原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量	第20条(計測装置) ⑦ 放射性物質及び不純物の濃度 ⑧ 原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量	計測装置 炉心における中性子束密度	機器機能	設備点検、定期事業者検査にて確認	
		1	三	五 原子炉圧力容器(加圧室)及び蒸気発生器内の水位	⑨ 原子炉圧力容器(加圧室)及び蒸気発生器内の水位	第20条(計測装置) ⑨ 原子炉圧力容器(加圧室)及び蒸気発生器内の水位	計測装置 制御機の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度	機器機能(系統機能)	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施	
原 20		1	四	六 原子炉熱交換器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び絶縁当量率	⑩ 原子炉熱交換器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び絶縁当量率	第20条(計測装置) ⑩ 原子炉熱交換器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び絶縁当量率	計測装置 炉心における中性子束密度	機器機能	総合負荷性能検査	
		1	五	七 主蒸気管中及び空気抽出器排ガス中の放射性物質の濃度	⑪ 放射性物質及び不純物の濃度	第20条(計測装置) ⑪ 放射性物質及び不純物の濃度	計測装置 原子炉圧力容器の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質及び不純物の濃度	機器機能	総合負荷性能検査	
		1	六	八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度	⑫ 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度	第20条(計測装置) ⑫ 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度	計測装置 原子炉圧力容器の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質及び不純物の濃度	機器機能	総合負荷性能検査	
原 20		1	七	九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	⑬ 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	第20条(計測装置) ⑬ 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	計測装置 原子炉圧力容器の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質及び不純物の濃度	機器機能	総合負荷性能検査	
		1	八	十 排気口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	⑭ 排気口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	第20条(計測装置) ⑭ 排気口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	計測装置 原子炉圧力容器の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質及び不純物の濃度	機器機能	総合負荷性能検査	
		1	九	十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域(管理区域のうち、その箇所に付ける外部射線線に係る量の第2号第9号の規定に基づき告示する量を超過するおそれがある場合は、付いた所をいい。)に付ける際の排水の出口又はこれに近接する箇所ににおける排水中の放射性物質の濃度	⑮ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域(管理区域のうち、その箇所に付ける外部射線線に係る量の第2号第9号の規定に基づき告示する量を超過するおそれがある場合は、付いた所をいい。)に付ける際の排水の出口又はこれに近接する箇所ににおける排水中の放射性物質の濃度	第20条(計測装置) ⑮ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域(管理区域のうち、その箇所に付ける外部射線線に係る量の第2号第9号の規定に基づき告示する量を超過するおそれがある場合は、付いた所をいい。)に付ける際の排水の出口又はこれに近接する箇所ににおける排水中の放射性物質の濃度	計測装置 原子炉圧力容器の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質及び不純物の濃度	機器機能	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 20		1	十	十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他の放散線管理を行なう場所(燃料取扱場所等をいう。)の絶縁当量率	⑯ 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他の放散線管理を行なう場所(燃料取扱場所等をいう。)の絶縁当量率	第20条(計測装置) ⑯ 管理区域内において人が常時立ち入る場所(燃料取扱場所等をいう。)の絶縁当量率	計測装置 原子炉圧力容器の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質及び不純物の濃度	機器機能	設備点検、定期事業者検査にて確認	
		1	十一	十三 南辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質濃度	⑰ 南辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質濃度	第20条(計測装置) ⑰ 南辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質濃度	計測装置 原子炉圧力容器の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質及び不純物の濃度	機器機能	設備点検、定期事業者検査にて確認	
		1	十二	十四 原子力発電所における風向及び風速	⑱ 原子力発電所における風向及び風速	第20条(計測装置) ⑱ 原子力発電所における風向及び風速	計測装置 原子炉圧力容器の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質及び不純物の濃度	機器機能	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 20		1	十三	十五 前項第6号に掲げる事項であって絶縁当量率を計測する装置にあっては、多重性及び強度性を有しなければならない。	⑲ 前項第6号に掲げる事項であって絶縁当量率を計測する装置にあっては、多重性及び強度性を有しなければならない。	第20条(計測装置) ⑲ 前項第6号に掲げる事項であって絶縁当量率を計測する装置にあっては、多重性及び強度性を有しなければならない。	計測装置 原子炉圧力容器の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質及び不純物の濃度	機器機能	設備点検、定期事業者検査にて確認	
		2		十六 第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、かつ、記録することができるものでなければならぬ。	⑳ 第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、かつ、記録することができるものでなければならぬ。	第20条(計測装置) ⑳ 第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、かつ、記録することができるものでなければならぬ。	計測装置 原子炉圧力容器の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質及び不純物の濃度	機器機能	設備点検、定期事業者検査にて確認	
		3		十七 第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、かつ、記録することができるものでなければならぬ。	㉑ 第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、かつ、記録することができるものでなければならぬ。	第20条(計測装置) ㉑ 第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、かつ、記録することができるものでなければならぬ。	計測装置 原子炉圧力容器の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質及び不純物の濃度	機器機能	設備点検、定期事業者検査にて確認	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

*網掛け部分についてはプラント起動時に系統機能要求を確認する項目

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号				技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の	項	号							
原	23	1		第23条 原子力発電所には、反応度制御系及び原子炉停止系を施設しなければならない。この場合において、反応度制御系及び原子炉停止系とを独立させて設置しなくともよい。	1 第3項第1項に規定する「高温状態において原子炉未臨界時に移行し未臨界を維持できる」とは、セイレン警報により反応度が増加されるまでの期間、未臨界を維持できること。セイレン警報により反応度が減少されれば、未臨界を維持できること。未臨界を維持するためには、原子炉停止系の停止能力を備えた原子炉停止系以外の系統（非常用炉心冷却設備）の動作を含むことができる。 2 第3項第2項に規定する「通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に移行し未臨界を維持できる」とは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に移行し未臨界を維持するための装置である。通常運転時及び運転時の異常な過渡変化による反応度増加を補償しつつ原子炉を低温状態から未臨界に移行して維持できること。 3 第3項第4項に規定する「制御棒一本が倒壊した場合」とは、制御棒1本が、安全弁の内側に引き抜かれ、挿入できないこと。もしくは、ABWRにおいては、同一の水位制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の倒壊を考慮すること。 4 第3項第5項に規定する「原子炉停止系は、監査官申請書添付書類十における「制御棒飛び出し(PWR)」、「制御棒挿入(BWR)」の評議で規定した下記の内容と確認すること」とは確認である。 【BWR】 ・制御棒引抜き操作が実行されていること ・定められた制御棒引抜き手順に沿った操作が行われていることを制御棒倒壊ミマーダ又はそれに替わる運用管理によって確認できること ・制御棒落下面度を制限する装置 【PWR】 ・制御棒挿入装置 5 第5項に規定する「必要な物理的及び化学的な性質」とは、物理的性質については耐放射線性、寸法安定性、耐熱性、核性質をいい、化学的性質については耐酸性、耐水性である。	第23条(反応度制御系及び原子炉停止系) 1 第23条は、安全計画書計画段階との整合性を考慮して、旧省令の「ターボリード制御系統」から「反応度制御系及び原子炉停止系」に変更している。 2 第3項第1項に規定する「高温状態において原子炉未臨界時に移行し未臨界を維持できる」とは、セイレン警報により反応度が減少されれば、未臨界を維持できること。未臨界を維持するためには、原子炉停止系の停止能力を備えた原子炉停止系以外の系統（非常用炉心冷却設備）の動作を含むことができる。 3 第3項第2項に規定する「通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に移行し未臨界を維持できる」とは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化による反応度増加を補償しつつ原子炉を低温状態から未臨界に移行して維持できること。 4 第3項第4項に規定する「制御棒一本が倒壊した場合」とは、制御棒1本が、安全弁の内側に引き抜かれ、挿入できないこと。もしくは、ABWRにおいては、同一の水位制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の倒壊を考慮すること。 5 第3項第5項に規定する「原子炉停止系は、監査官申請書添付書類十における「制御棒飛び出し(PWR)」、「制御棒挿入(BWR)」の評議で規定した下記の内容と確認すること」とは確認である。 【BWR】 ・制御棒引抜き操作が実行されていること ・定められた制御棒引抜き手順に沿った操作が行われていることを制御棒倒壊ミマーダ又はそれに替わる運用管理によって確認できること ・制御棒落下面度を制限する装置 【PWR】 ・制御棒挿入装置 6 第5項に規定する「必要な物理的及び化学的な性質」とは、物理的性質については耐放射線性、寸法安定性、耐熱性、核性質をいい、化学的性質については耐酸性、耐水性である。	反応度制御系及び原子炉停止系 反応度制御系及び原子炉停止系の施設	系統機能	総合負荷性能検査	
原	23	2		2 反応度制御系は、計画的な能力変化に伴う反応度変化を燃料許容沸騰境界を超えることなく制御できる能力を有するものでなければならない。			反応度制御系及び原子炉停止系 反応度制御系の制御能力	系統機能	総合負荷性能検査	
原	23	3	一	3 原子炉停止系は、制御棒、液体制御材等による二つ以上の独立した系統を有するものであり、かつ、次の能力を有するものでなければならない。 一 通常運転時の高温状態において、二つ以上の独立した系統がそれぞれ原子炉未臨界時に移行し未臨界を維持できるものであり、かつ、運転時の異常な過渡変化時に移行し未臨界を維持できるものであり、かつ、運転時の異常な過渡変化時に移行し未臨界を維持できるものであり、かつ、運転時の異常な過渡変化時に移行し未臨界を維持できること。 この場合において、非常用炉心冷却設備等の作動に伴って注入される液体制御材による反応度価値を加えることができる。		3 第23条における原子炉停止系及び反応度制御系に係る具体的な対策及び制御方法は、以下とおりである。 【BWR】 ・制御棒引抜き操作が実行されていること ・定められた制御棒引抜き手順に沿った操作が行われていることを制御棒倒壊ミマーダ又はそれに替わる運用管理によって確認できること ・制御棒落下面度を制限する装置 【PWR】 ・制御棒挿入装置 5 第5項に規定する「必要な物理的及び化学的な性質」とは、物理的性質については耐放射線性、寸法安定性、耐熱性、核性質をいい、化学的性質については耐酸性、耐水性である。	反応度制御系及び原子炉停止系 通常運転時の高温状態および運転時の異常な過渡変化時に未臨界を維持する 反応度制御系及び原子炉停止系 通常運転時の高温状態における原子炉の未臨界維持	系統機能	原子炉停止余裕検査 制御棒駆動機械検査 ほう腺水注入系機能検査	
原	23	3	二	二 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時ににおける高温状態において、少なくとも一つは、原子炉に移行し未臨界を維持できること。			反応度制御系及び原子炉停止系 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時ににおける低温状態における原子炉の未臨界維持	系統機能	原子炉停止余裕検査 制御棒駆動機械検査 ほう腺水注入系機能検査	
原	23	3	三	三 一次水位計表示等の実現象において、少なくとも一つは、原子炉を未臨界にすることができる、原子炉未臨界を維持する能力を有する。 この場合において、非常用炉心冷却設備等の作動に伴って注入される液体制御材による反応度価値を加えることができる。			反応度制御系及び原子炉停止系 一次冷却材挿入等の事故時の原子炉の未臨界維持	系統機能	原子炉停止余裕検査 制御棒駆動機械検査 ほう腺水注入系機能検査	
原	23	3	四	四 制御棒を用いる場合にあっては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が倒壊した場合においても第1号から第3号までの規定に適合すること。			反応度制御系及び原子炉停止系 反応度価値及び反応度添加率の規定に適合すること	系統機能	原子炉停止余裕検査	
原	23	4		4 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入手数に対する反応度価値を算出する事象をもつて、(i)に対して原子炉冷却材の冷却能力を維持せず、かつ、原子炉を最も熱い炉心等の損傷を起こさないものでなければならない。			反応度制御系及び原子炉停止系 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率の規定に適合すること	機器機能	原子炉停止余裕検査 設備点検、定期事務検査にて確認	
原	23	5		5 制御棒、液体制御材等は、通常運転時における圧力、温度及び放射線によつて起こる最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。			反応度制御系及び原子炉停止系 制御棒、液体制御材等の最も厳しい条件下での必要な物理的及び化学的性質の保持	その他	設計段階において確認された事項 であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	

※網掛け部分についてはプラント起動時に系統機能要求を確認する項目

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

※網掛け部分についてはプラント起動時に系統機能要求を確認する項目

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令番号				技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
条 の 項	項 号										
原	24	3		第24条の3(原子力発電所)には、一次冷却系に係る施設の損傷等が生じた場合に適切な措置をとらねば発電所緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に應じなければならぬ。	第24条の3(原子電気設備時対策用) 1 第24条の3に規定する「発電所緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、団体員長が必要な期間にわたる運転室で、制御室内の運転員を介すに事故等を正確に把握やかに把握できると、また、発電所外開通箇所との連絡通信のための少なくとも一つの専用回線を含む多量の連絡回路を有すること。	第24条の3(各電気設備時対策用) 1 原子炉に原子炉警報装置と同様の設備について規定してある。第24条の3に規定する「発電所緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、団体員長が必要な期間にわたる運転室で、制御室内の運転員を介すに事故等を正確に把握やかに把握できると、また、発電所外開通箇所との連絡通信のための少なくとも一つの専用回線を含む多量の連絡回路を有すること。	第24条の3(各電気設備時対策用) 1 原子炉に原子炉警報装置と同様の設備について規定してある。第24条の3に規定する「発電所緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、団体員長が必要な期間にわたる運転室で、制御室内の運転員を介すに事故等を正確に把握やかに把握できると、また、発電所外開通箇所との連絡通信のための少なくとも一つの専用回線を含む多量の連絡回路を有すること。	発電所緊急時対策所 一次冷却系に係る施設の損傷等が生じた場合に適切な措置をとらねば発電所緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に應じなければならない。	その他	－	設計段階において確認された事項 → 供用期間中に確認する必要がない事項
原	25	一		第25条(通常運転時に必要とする燃料体又は使用済燃料)(以下「燃料」という。)を貯蔵する施設は、次の各号に該当しないこと。 一 燃料が磁界に達するおそれがない構造であること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料が磁界に達するおそれがない構造であること」とは、磁界計算により、燃料が磁界に達しないことと確証された構造である。 2 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設についての容量」については、設計計算により、燃料を溶融しないことを達成した冷却能力があること。 3 第25条に規定する「燃料を充てんする施設が設置されるべき容量」有する上記の施設に於ける燃料が充てんされる状態で、使用済燃料及び新規燃料の貯蔵を目的とする施設を除く。但し、新規燃料を充てんするに於ける冷却水の貯蔵を目的とする施設を除くこと。 4 第25条に規定する「貯蔵されるおそれがある構造」とは、燃料内面にスラング等の構造物を有する構造である。 5 第25条に規定する「燃料の放射線を遮へるために必要な量の水」とは、燃料内斜傾角に照査基準(「通常発電所原子炉の設置、運転等に関する規則」第12条第1項第2号)によるものとし、第12条第1項第2号の「通常発電所の各部(第177号)」による。おそれがない構造であること。 6 燃料の放射線を遮へるために必要な量の水があること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条は、燃料体は使用済燃料を貯蔵する設備について定めたものである。燃料体は第2条及び第13条にも規定されているため、用語の整合性を考慮して、本章では「燃料」として呼ぶこととする。 2 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設についての容量」を正確に明文化していく。 3 第25条に規定する「燃料を充てんする施設が設置されるべき容量」を正確に明文化していく。 4 第25条に規定する「燃料の放射線を遮へるために必要な量の水」を正確に明文化していく。 5 第25条に規定する「燃料の放射線を遮へるために必要な量の水」とは、燃料内斜傾角に照査基準(「通常発電所原子炉の設置、運転等に関する規則」第12条第1項第2号)によるものとし、第12条第1項第2号の「通常発電所の各部(第177号)」による。おそれがない構造であること。 6 燃料の放射線を遮へるために必要な量の水があること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条は、燃料体は使用済燃料を貯蔵する設備について定めたものである。燃料体は第2条及び第13条にも規定されているため、用語の整合性を考慮して、本章では「燃料」として呼ぶこととする。 2 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設についての容量」を正確に明文化していく。 3 第25条に規定する「燃料を充てんする施設が設置されるべき容量」を正確に明文化していく。 4 第25条に規定する「燃料の放射線を遮へるために必要な量の水」を正確に明文化していく。 5 第25条に規定する「燃料の放射線を遮へるために必要な量の水」とは、燃料内斜傾角に照査基準(「通常発電所原子炉の設置、運転等に関する規則」第12条第1項第2号)によるものとし、第12条第1項第2号の「通常発電所の各部(第177号)」による。おそれがない構造であること。 6 燃料の放射線を遮へるために必要な量の水があること。	燃料貯蔵設備 燃料の貯蔵防止構造	その他	設計段階において確認された事項 → 供用期間中に確認する必要がない事項	
原	25	二		二 燃焼炉により燃料が溶融しないものであること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条は、燃料体は使用済燃料を貯蔵する設備について定めたものである。燃料体は第2条及び第13条にも規定されているため、用語の整合性を考慮して、本章では「燃料」として呼ぶこととする。 2 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設についての容量」を正確に明文化していく。 3 第25条に規定する「燃料を充てんする施設が設置されるべき容量」を正確に明文化していく。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条は、燃料体は使用済燃料を貯蔵する設備について定めたものである。燃料体は第2条及び第13条にも規定されているため、用語の整合性を考慮して、本章では「燃料」として呼ぶこととする。 2 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設についての容量」を正確に明文化していく。	燃料貯蔵設備 燃焼炉による燃料の溶融防止	系統機能	総合負荷性能検査	設計段階において確認された事項 → 供用期間中に確認する必要がない事項	
原	25	三		三 燃料を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものであること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条は、燃料体は使用済燃料を貯蔵する設備について定めたものである。燃料体は第2条及び第13条にも規定されているため、用語の整合性を考慮して、本章では「燃料」として呼ぶこととする。 2 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設についての容量」を正確に明文化していく。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条は、燃料体は使用済燃料を貯蔵する設備について定めたものである。燃料体は第2条及び第13条にも規定されているため、用語の整合性を考慮して、本章では「燃料」として呼ぶこととする。 2 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設についての容量」を正確に明文化していく。	燃料貯蔵設備 燃料の貯蔵容量	その他	設計段階において確認された事項 → 供用期間中に確認する必要がない事項		
原	25	四	イ	四 使用済燃料その他高放射性の惑砂を貯蔵する水槽は、次によること。 イ水があるふれ、又は漏れるおそれがない構造であること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。 2 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。 2 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	燃料貯蔵設備 使用済燃料その他高放射性の惑砂を貯蔵する水槽の構造	その他	設計段階において確認された事項 → 供用期間中に確認する必要がない事項		
原	25	四	ロ	燃料の放射線を遮へるために必要な量の水があること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	燃料貯蔵設備 使用済燃料その他高放射性の惑砂を貯蔵する水槽の構造	系統機能	総合負荷性能検査	設計段階において確認された事項 → 供用期間中に確認する必要がない事項	
原	25	四	ハ	ハ 燃料の被覆が著しく腐るおそれがある場合は、これを防止すること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	燃料貯蔵設備 使用済燃料その他高放射性の惑砂を貯蔵する水槽の構造	機器機能	設備点検、定期事業者検査にて確認	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原	25	四	二	二 水の漏えい及び水槽の水温の異常を検知すること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	燃料貯蔵設備 使用済燃料その他高放射性の惑砂を貯蔵する水槽の漏えい及び水温の異常検知	機器機能	設備点検、定期事業者検査にて確認	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原	25	四	ホ	ホ 燃料取扱い中に想定される燃料の落下時においてもその機能が持たれないこと。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	燃料貯蔵設備 燃料取扱い中の燃料落下時の機能	その他	設計段階において確認された事項 → 供用期間中に確認する必要がない事項	設計段階において確認された事項 → 供用期間中に確認する必要がない事項	
原	25	五		五 燃料落水により燃料が破壊され放射性物質が放出されることに伴い公衆に影響を及ぼすおそれがある場合、放射性物質による原子力発電所への影響を防ぐため、燃料貯蔵設備を格納する施設及び放射性物質の放出を低減する施設を設置すること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	燃料貯蔵設備 燃料落水による燃料破壊及び放射性物質の放出抑制	原予炉遮蔽気密性能検査	原予炉遮蔽気密性能検査	原予炉遮蔽気密性能検査	
原	25	六	イ	六 使用済燃料を原子力発電所内に貯蔵する乾式キャスク(以下「キャスク」という。)は、次によること。 イ 使用済燃料に内包する放射性物質を閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	燃料貯蔵設備 使用済燃料を原子力発電所内に貯蔵する乾式キャスクに内包する放射性物質に係る概念を解説する。	非常用ガス処理系機能検査	非常用ガス処理系機能検査	非常用ガス処理系機能検査	
原	25	六	ロ	ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮へい能力を有すること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	燃料貯蔵設備 使用済燃料を原子力発電所内に貯蔵する乾式キャスクに内包する放射性物質に係る概念を解説する。	機器機能	対象設備無し	対象設備無し	
原	25	六	ハ	ハ 使用済燃料の被覆の著しい腐食又は変形を防止できること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	燃料貯蔵設備 使用済燃料を原子力発電所内に貯蔵する乾式キャスクに内包する放射性物質に係る概念を解説する。	機器機能	対象設備無し	対象設備無し	
原	25	六	ニ	ニ キャスク本体等は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	燃料貯蔵設備 使用済燃料を原子力発電所内に貯蔵する乾式キャスクに内包する放射性物質に係る概念を解説する。	機器機能	対象設備無し	対象設備無し	
原	25	七		七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条に規定する「燃料を貯蔵する施設」の「水槽」は、通常の水槽である。	燃料貯蔵設備 取扱者以外の者の立ち入り防止	その他	運送管理・放射線管理等の保守管理等による保安活動により確認される項目	運送管理・放射線管理等の保守管理等による保安活動により確認される項目	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令各項番号				技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の	項	号							
原	28		-	第28条 原子力発電所内の場所であつて、放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要があるものには、次の各号により換気設備を設置しなければならない。 一 放射線障害を防ぐために必要な換気能力を有するものであること。	第29条(放灰設備) 1 第2号に規定する「漏えいし難い構造」とは、ダクトであって内包する流体の放射性物質の濃度が37mBq/cm ³ 以上のものの(クラス4管)は、第9条に基づく構造とともに第11条の耐圧試験により漏えいし難い構造であらわすこととする。漏えいする量は、漏えいする量が少ないものと見なす。 2 第3号に規定する「漏えい構造」とは、気体中の放射性要素を除去するよう(液)チコール又は同等品・フルーラー及び吸着性粒子を除去する樹脂(高分子樹脂や活性炭等)等の品、フルーラー等の吸着性粒子を用いた装置である。 3 第3号に規定する「漏えい構造」とは、漏えいが発生することとは、換気設備から換気装置へ換るに必要な空間を有するものに、必要に応じて繋接着を施し、漏えい構造の取替が容易な構造であること。 4 第4号に規定する「汚染された空気を吸入し難い」とは、排風機から十分に離れた位置に設置すること。	第29条(換気設備) 1 第28条は、原子力発電所内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、換気設備を設けることを定めたものである。 2 第3号は、漏えい構造は、保全に対する機能要求であり、本要求は第8条第1項第1号の(1)第2項に含まれているが、容易な通路を明確化する観点から本文でも要求している。 3 より上(液)チコール又は同等品・フルーラー及び吸着性粒子を除去する樹脂(高分子樹脂や活性炭等)等の品、フルーラー等の吸着性粒子を用いた装置である。 4 第28条に規定する具体的な設備例は以下のとおり。 5 第28条に規定する具体的な設備例は以下のとある。	換気設備 放射線障害を防止するに必要な換気能力	中央制御室非常用循環系機械検査		
原	28		二	二 放射性物質により汚染された空気が漏えいし難い構造で、かつ、逆流するおそれがないこと。	子等を施し、漏えい構造の取替が容易な構造であること。 4 第4号に規定する「汚染された空気を吸入し難い」とは、排風機から十分に離れた位置に設置すること。			換気設備 放射性物質により汚染された空気の漏えい、逆流防止構造	中央制御室非常用循環系機械検査	
原	28		三	三 排出する空気を浄化する装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去またはろ過装置の取替えが容易な構造であること。		BWR 原子炉建屋換気空気系統、タービン建屋換気空気系統、換気用排煙装置、換気用排煙装置換気空気系統、中央制御室換気空気系統、排気用方水箱装置を構成する送風機、排風機、ろ過装置	PWR 原子炉建屋換気空気系統、中央制御室換気空気系統、アニュラス空気淨化系を構成する送風機、排風機、ろ過装置	換気設備 ろ過する空気を浄化する装置の構造	中央制御室非常用循環系機械検査	非常用ガス処理系機械検査
原	28		四	四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸入し難いように施設すること。		BWRの非常用ガス処理系及びPWRのアニュラス空気淨化系は、第3条(原子炉格納施設)で系統の設施を規定し、具体的な設備に対する要件を以下に示す。 【関連安全設計審査指針】 ・指針49 計画的貯蔵装置及び取扱設備 ・指針57 放射線障害従事者の放射線防護		換気設備 排気口の放射性物質により汚染された空気吸入口	その他	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原	29	1		第29条(放射性物質による汚染の防止) 1 他の物の放射性物質により汚染されるおそれがある部分であつて、人が触れるおそれがある部分の表面は、放射性物質による汚染を除去し易いものでなければならぬ。	第29条(放射性物質による汚染の防止) 1 第1項に規定する「放射性物質により汚染されるおそれがある部分であつて、人が触れるおそれがある部分」とは、管理区域内で人が頻繁に出入りする場所の表面、壁面(人があたる触れるおれるある高さまで)、手摺、梯子等といふ。また、表面は、放射性物質による汚染を除去し易いものとは、当該表面が半端に施設されていても。		放射性物質による汚染の防止 原子炉建屋所内の施設の内部の壁、床その他の放射性物質により汚染されるおそれがある部分の表面処理	その他	日常的な点検で機能が確認される事項	
原	29	2		2 原子力発電所には、人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する設備を設置しなければならない。		第29条(放射性物質による汚染の防止) 1 第1項に規定する「放射性物質により汚染されるおそれがある部分であつて、人が触れるおそれがある部分」とは、各部の表面は汚染を除去し易いこと及び汚染を除去する設備を設けることと定めめたものである。 2 放射性物質による汚染を除去する設備の構造は、第1項に規定する「放射性物質による汚染を除去した場合には、適切に見直しにより排水中の放射性物質の濃度を下げさせ、周辺環境の区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度を下げさせ、周辺環境の区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度を下げさせることと定められたものである。 3 解説によれば、「適切な処理」とは、「便電用原子炉設備に関する放射性物質による汚染を測定して、排水中の放射性物質の濃度を測定し、放射性物質の濃度が正常と比較した場合に、当該排水の排水を止めやかに停止することができ、適切、適時、インスタンス拘束法等による吸収、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈等の方法により排水中の放射性物質の濃度を下げる方法である。	放射性物質による汚染の防止 人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染除去設備の設置	その他	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	
原	29	2		第29条の2 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部があると認められるところとして、原子力発電所にて雨水を安全に処理する設備を施設しなければならない。	第29条の2(雨水の管理区域内に開口部がある排水設備) 1 第29条の2に規定する「雨水の管理区域内に開口部がある排水設備」とは、雨水の管理区域内に開口部があると認められるもので、排水中の放射性物質の濃度を測定することができる設備をい、排水する排水が開口部のあるものではサンプリング分析等により測定した連続的であるものは連続モニター等により排水中の放射性物質の濃度が定期的に測定できる設備であること。 2 排水の監視装置の能力を規定する。第29条(計画的貯蔵装置の雨水の管理)に規定する場合は、適切に見直しにより排水中の放射性物質の濃度を下げさせ、周辺環境の区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度を下げさせることと定められたものである。 3 第29条(放射性物質による汚染の防止)に規定する「排水中の放射性物質の濃度を測定する」とは、便電用原子炉設備に関する放射性物質による汚染を測定して、排水中の放射性物質の濃度を測定し、放射性物質の濃度が正常と比較した場合に、当該排水の排水を止めやかに停止することができ、適切、適時、インスタンス拘束法等による吸収、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈等の方法により排水中の放射性物質の濃度を下げる方法である。	第29条の2(雨水の管理区域内に開口部がある排水設備) 1 第29条の2は、雨水の管理区域内に開口部があると認められるもので、排水中の放射性物質の濃度を測定することができる排水設備について定めているものであり、1981年(昭和56年)に発生した廃棄物漏れの事故から導入して、廃液水の雨水の管理を実現する一連の排水水中の放射性物質濃度が定期的に測定できる設備である。 2 排水の監視装置の能力を規定する。第29条(計画的貯蔵装置の雨水の管理)に規定する場合は、適切に見直しにより排水中の放射性物質の濃度を下げさせ、周辺環境の区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度を下げさせることと定められたものである。 3 排水の監視装置の能力を規定する「排水中の放射性物質の濃度を測定する」とは、便電用原子炉設備に関する放射性物質による汚染を測定して、排水中の放射性物質の濃度を測定し、放射性物質の濃度が正常と比較した場合に、当該排水の排水を止めやかに停止することができ、適切、適時、インスタンス拘束法等による吸収、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈等の方法により排水中の放射性物質の濃度を下げる方法である。	放射性物質による汚染の防止 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の施設	その他	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令番号		技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
条	項	号							
火	10		(ボイラーの水抜き装置)～火力技術基準第10条～ 管理ボイラーには、ボイラーウォーターラインを防止し、及び水位を調整するために、ボイラー水を抜くことができる装置を設けなければならない。	なし	なし	ボイラーの水抜き装置 管理ボイラーのボイラー水を抜くことができる装置の設置	その他	一	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
火	11		(計測装置)～火力技術基準第11条～ ボイラー等には、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置を設けなければならない。	なし	なし	計測装置 ボイラー等の運転状態を計測する装置の設置	34条第2項 機器機能 (系統機能)	補助ボイラー試運転検査(K 5, 6号機の合様、評価計画書 に記載実施)	
火	12		(蒸気タービンの附属設備の材料)～火力技術基準第12条～ 蒸気タービンの附属設備(バーベ、圧縮機及び回転翼を除く。)に属する容器及び管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度において材料に及ぼす化学的及び物理的影响に対し、安全な成分及び機械的強度を有するものでなければならぬ。	なし	なし	蒸気タービンの附属設備の材料	その他	一	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
火	13	1	(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第1項～ 蒸気タービンは、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならぬ。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービンは、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならぬ。	34条第3項 構造健全性	一	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火	13	2	(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第2項～ 2 蒸気タービンは、主な軸受又は軸に発生しうる最大の振動に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならぬ。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービンは、主な軸受又は軸に発生しうる最大の振動に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならぬ。	34条第3項 構造健全性	一	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火	13	3	(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第3項～ 3 蒸気タービンは、運転中の荷重を安定に支持できるものであつて、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものでなければならぬ。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービンの軸は、運転中の荷重を安定に支持できるものであつて、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものでなければならぬ。	34条第3項 構造健全性	高気タービン性能検査	
火	13	4	(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第4項～ 4 蒸気タービン及び発電機その他の回転体を同一の軸に結合したもの(蒸気タービン及び発電機その他の回転体を同一の軸に結合しない場合においては蒸気タービン)の耐圧度は、開き装置により調整することができる回転速度のうち最小のものから非常調速装置が作動したときに達する回転速度までに亘る範囲における振動が当該蒸気タービンの運転に支障を及ぼすことのないよう十分な判別を設けた場合は、この限りではない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービン及び発電機その他の回転体を同一の軸に結合したものとの危険速度	その他	一	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
火	13	5	(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第5項～ 5 蒸気タービン及び発電機その他の回転体を同一の軸に結合する場合、最高使用温度において発生する最大の荷重に對応する安全なものでなければならぬ。この場合において、耐圧部分に生ずる荷重は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービン及びその附属設備の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に對応するものでなければならぬ	34条第3項 構造健全性	高気タービン性能検査	
火	14		(調速装置)～火力技術基準第14条～ 調速発電機と結合する蒸気タービン以外の蒸気タービンには、その回転速度及び出力が負荷の変動にも順続的に動かすことを防ぐため、蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に調整する非常調速装置を設けなければならない。この場合においては、定格荷重、定格負荷を超過する蒸気タービンの運転においては、その最大の負荷に達したときに達する回転速度を非常調速装置が作動する回転速度未満にする能力を有するものでなければならぬ。	なし	なし	調速装置 蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に調整する非常調速装置の設置	34条第3項 機器機能	高気タービン性能検査	
火	15	1	(警報及び非常停止装置)～火力技術基準第15条第1項～ 40キロワット以上の蒸気タービンには、運転中に支撑を及ぼすおそれのある振動を検知し警報する装置①を設けなければならない。	なし	なし	警報及び非常停止装置 40キロワット以上の蒸気タービンには、運転中に支撑を及ぼすおそれのある振動を検知し警報する装置①を設けなければならない。	34条第3項 機器機能	一	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火	15	2	(警報及び非常停止装置)～火力技術基準第15条第2項～ 2 蒸気タービンには、運転中に生じる蒸気による危険による危害の発生を防止するため、その異常に生じた場合に蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に切斷やかに遮断する非常調速装置その他の非常停止装置②を設けなければならない。	なし	なし	警報及び非常停止装置 異常に生じた場合に蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に遮断やかに遮断する非常調速装置その他の非常停止装置②の設置	34条第3項 機器機能	高気タービン性能検査	
火	16		(過圧防止装置)～火力技術基準第16条～ 蒸気タービン及びその他の過圧装置であって過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置③を設けなければならない。	なし	なし	過圧防止装置 蒸気タービン及びその他の過圧装置であって過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置③の設置	34条第3項 機器機能	一	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火	17		(計測装置)～火力技術基準第17条～ 蒸気タービンには、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置④を設けなければならない。	なし	なし	計測装置 蒸気タービンには、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置④を設けなければならない。	34条第3項 機器機能	高気タービン性能検査	
火	25	1	(内燃機関等の構造)～火力技術基準第25条第1項～ 内燃機関⑤は、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	なし	なし	内燃機関等の構造 内燃機関⑤は、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	34条第4項 構造健全性	一	設備点検、 定期事業者検査にて確認

*網掛け部分についてはプラント起動時に系統機能要求を確認する項目

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号				技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の	項	号							
火	25	2		(内燃機関等の構造)～火力技術基準第25条第2項～ 2 内燃機関の軸受けは、運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないもの①でなければならない。	なし	なし	内燃機関等の構造等 内燃機関の軸受けは、運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものでなければならない。	34条第4項 構造健全性	一	設備点検、定期事業者検査にて確認
火	25	3		(内燃機関等の構造)～火力技術基準第25条第3項～ 3 内燃機関及びその附属設備(液化ガス設備を除く、第28条において同じ。)の耐圧部分①の構造は、最高使用圧又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならぬ。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。	なし	なし	内燃機関等の構造等 内燃機関及びその附属設備の耐圧部分の構造は、最高使用圧又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。	34条第4項 構造健全性	一	設備点検、定期事業者検査にて確認
火	26			(調速装置)～火力技術基準第26条～ 調速発電機と結合する内燃機関以外の内燃機関には、その回転速度及び出力が負荷の変動の際に自動的に調節されることを防止するため、内燃機関の回転速度に対する燃料を自動的に調整する装置①を設けなければいけない。この場合において、調速装置は、负荷負荷を遮断した場合に遡する回転速度を非常用調速装置が作動する回転速度未満にする能力を有するものでなければならぬ。	なし	なし	調速装置 内燃機関に流入する燃料を自動的に調整する調速装置の設置	34条第4項 機器機能	一	設備点検、定期事業者検査にて確認
火	27			(非常停止装置)～火力技術基準第27条～ 内燃機関に付し、運転中に当該運転装置での異常による危険の発生を防止するため、その異常が生じた場合に自動的に運転装置に入れる燃料を自動的かつ速やかに遮断する非常調速装置①その他他の非常停止装置②を設けなければならない。	なし	なし	非常停止装置 異常が生じた場合に内燃機関に流入する燃料を自動的かつ速やかに遮断する非常調速装置その他の非常停止装置の設置	34条第4項 機器機能	一	設備点検、定期事業者検査にて確認
火	28			(過圧防止装置)～火力技術基準第28条～ 内燃機関及びその附属設備であって過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置①を設けなければならない。	なし	なし	過圧防止装置 内燃機関及びその附属設備であって過圧が生じるおそれのあるもののへの、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置の設置	34条第4項 機器機能	一	設備点検、定期事業者検査にて確認
火	29			(計測装置)～火力技術基準第29条第1項～ 内燃機関には、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置①を設けなければならない。	なし	なし	計測装置 内燃機関の運転状態を計測する装置の設置	34条第4項 機器機能	一	設備点検、定期事業者検査にて確認

※網掛け部分についてはプラント起動時に系統機能要求を確認する項目

添付資料-3

系統機能試験における試験方法一覧

系統機能試験における試験方法一覧

対象系統	系統機能試験	定期事業者検査にて実施される方法		重点確認項目					
		試験概要	主な試験内容	a. 試験実施前の前提条件の確認		b. インターロックから実作動までの一連の動作確認		c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認	d. 地震前の試験結果との比較※2
				機器レベルの設備点検及び関連する定期事業者検査の完了確認	個別に記録確認を実施する定期事業者検査	確認要否	振動診断の実施		
原子炉冷却系設備	原子炉隔離時冷却系機能試験	原子炉水位異常低等の信号により、自動起動を確認とともに、定格流量到達までの時間を測定し、揚程を評価する。また、ポンプ停止中に注入弁動作信号を模擬し、弁が動作することを確認する。	・運転性能 ・弁動作	○	・安全保護系設定値確認検査(プロセス計装) ・原子炉保護系インターロック機能検査(その4)	○	○	※1	○
廃棄設備	気体廃棄物処理系機能試験	プラント運転状態において、主要機器のパラメータを連続4時間以上採取する。	・運転性能	○	・プロセスマニタ機能検査(その1)	—	—	※1	○
蒸気タービン	蒸気タービン性能試験(その1)	プラント運転状態において、主要機器のパラメータを連続4時間以上採取する。	・総合性能検査	○	—	○※3	○	※1	○
	蒸気タービン性能試験(その2)	タービン過速度トリップの動作確認、及びその他タービン保安装置の作動確認を行う。	・保安装置検査	○	—	○	—	※1	○

注記

- ※1: 設備点検結果に応じて実施
- ※2: 試験結果において、測定値等の数値データがないものについては、点検結果が「良」であることを確認する。
- ※3: インターロックからの実作動はしないが、動作確認を実施する。

添付資料-4

プラント確認試験において採取するパラメータ

プラント確認試験において採取するパラメータ

No	測定項目	プラント確認試験において採取するパラメータの位置付け			
		(1)主要パラメータによる総合確認	(2)地震影響を考慮した総合確認		
			①地震の影響を確認する観点から採取するパラメータ	主要ポンプ等に関するパラメータ	漏えい検知に関するパラメータ
1	原子炉圧力	○		○	
2	原子炉水位	○		○	
3	主蒸気流量	○		○	○
4	主蒸気圧力	○		○	○
5	給水流量	○	○	○	
6	原子炉給水温度	○			
7	炉心差圧	○			
8	原子炉圧力容器ボトムヘッド温度		○		
9	原子炉熱出力	○			
10	最小限界出力比	○			
11	最大線出力密度	○			
12	原子炉核計装系モニタ	○			○
13	原子炉水(よう素131)	○			
14	原子炉水(全放射能)	○			
15	原子炉冷却材再循環ポンプ速度	○	○		
16	原子炉冷却材再循環ポンプ差圧	○	○		
17	原子炉冷却材再循環ポンプ振動	○	○		
18	原子炉冷却材再循環ポンプ温度	○	○	○	
19	原子炉冷却材再循環ポンプ流量	○	○	○	
20	原子炉冷却材再循環ポンプ シールキャビティ圧力	○	○	○	
21	原子炉水導電率			○	
22	原子炉冷却材再循環系M-Gセット 発電機電流		○		○
23	原子炉冷却材再循環系M-Gセット 発電機電圧		○		○
24	原子炉冷却材再循環系M-Gセット 発電機電力		○		○
25	原子炉冷却材浄化系入口温度	○	○		
26	原子炉冷却材浄化系出口温度	○	○		
27	原子炉冷却材浄化系ポンプ吐出圧力	○	○	○	
28	原子炉冷却材浄化系流量	○	○	○	

プラント確認試験において採取するパラメータ

No	測定項目	プラント確認試験において採取するパラメータの位置付け			
		(1)主要パラメータによる総合確認	(2)地震影響を考慮した総合確認		
			①地震の影響を確認する観点から採取するパラメータ	主要ポンプ等に関するパラメータ	漏えい検知に関するパラメータ
29	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器導電率	○			
30	原子炉水溶存酸素			○	
31	燃料プール冷却浄化系ポンプ吸込温度	○	○		
32	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器出口導電率	○			
33	燃料プール冷却浄化系流量			○	
34	スキマサージタンク水位	○		○	
35	補機冷却水系サージタンク水位		○	○	
36	補機冷却水系温度	○	○		
37	補機冷却水系圧力	○	○	○	
38	補機冷却海水系圧力		○	○	
39	補機冷却水系統流量		○	○	
40	主蒸気逃がし安全弁出口温度	○		○	
41	制御棒駆動機構周辺温度		○	○	
42	制御棒駆動系流量	○	○	○	
43	原子炉・制御棒ヘッダ間差圧	○			
44	制御棒充填水ヘッダ圧力	○	○	○	
45	サプレッションプール水位	○		○	
46	格納容器内温度	○		○	
47	格納容器内圧力	○		○	
48	漏えい検出系／霧囲気温度			○	
49	漏えい検出系／換気出入口温度差			○	
50	主蒸気系ドレンライン温度		○		
51	原子炉隔離時冷却系タービン入口圧力			○	○
52	ジェットポンプ差圧		○		○
53	ジェットポンプ流量	○	○	○	○
54	格納容器内酸素／水素濃度	○		○	
55	原子炉格納容器内ドレン流量	○		○	
56	主タービン系圧力	○	○	○	○

プラント確認試験において採取するパラメータ

No	測定項目	プラント確認試験において採取するパラメータの位置付け			
		(1)主要パラメータによる総合確認	(2)地震影響を考慮した総合確認		
			①地震の影響を確認する観点から採取するパラメータ 主要ポンプ等に関するパラメータ	漏えい検知に関するパラメータ	②起動前の点検・評価において異常が確認された設備に関するパラメータ
57	主タービン系温度	○	○		○
58	主タービン回転数	○	○		○
59	主タービン軸受振動	○	○		○
60	主タービンスラスト軸受摩耗		○		○
61	主タービン主要弁開度	○	○		○
62	主タービン伸び／伸び差	○	○		○
63	湿分分離器出口蒸気圧力	○	○	○	○
64	湿分分離器ドレンタンク水位		○	○	○
65	給水加熱器出口温度	○	○		
66	給水加熱器ドレン水位		○	○	
67	給水加熱器器内圧力		○	○	
68	グランド蒸気蒸化器水位		○	○	
69	グランド蒸気蒸化器圧力		○	○	
70	グランドシール蒸気圧力	○	○	○	
71	主タービン系油タンク油面			○	
72	復水器器内圧力	○	○	○	○
73	復水器ホットウェル水位		○	○	○
74	復水／給水系導電率	○	○	○	○
75	復水器循環水温度	○	○		○
76	復水器水室圧力		○	○	○
77	復水器スピルオーバ流量			○	
78	気体廃棄物処理系圧力		○	○	
79	気体廃棄物処理系流量		○	○	
80	気体廃棄物処理系温度		○		
81	気体廃棄物処理系水素濃度		○	○	
82	蒸気式空気抽出器駆動蒸気圧力		○	○	
83	蒸気式空気抽出器第1段空気入口弁開度		○		
84	原子炉給水ポンプ吸込流量		○	○	○

プラント確認試験において採取するパラメータ

No	測定項目	プラント確認試験において採取するパラメータの位置付け			
		(1) 主要パラメータによる総合確認		(2) 地震影響を考慮した総合確認	
		① 地震の影響を確認する観点から採取するパラメータ	② 起動前の点検・評価において異常が確認された設備に関するパラメータ	主要ポンプ等に関するパラメータ	漏えい検知に関するパラメータ
85	原子炉給水ポンプ圧力		○	○	○
86	原子炉給水ポンプ駆動用タービン回転数		○		
87	原子炉給水ポンプ駆動用タービン加減弁開度		○		
88	原子炉給水ポンプ駆動用タービン系圧力		○	○	
89	タービン駆動原子炉給水ポンプ軸受給油圧力		○	○	
90	原子炉給水ポンプ駆動用タービン主油タンク油面			○	
91	原子炉給水ポンプ駆動用タービン軸受軸振動		○		
92	原子炉給水ポンプ駆動用タービン温度		○		
93	発電機電力	○	○		○
94	発電機電圧	○	○		○
95	発電機電流	○	○		○
96	発電機周波数		○		○
97	発電機界磁電圧	○	○		○
98	発電機界磁電流	○	○		○
99	発電機密封油系圧力		○	○	○
100	発電機機内水素ガス純度		○		○
101	発電機機内水素ガス圧力	○	○	○	○
102	発電機機内水素ガストン度	○	○		○
103	発電機界磁巻線温度	○	○		○
104	発電機固定子冷却水導電率		○		○
105	発電機固定子冷却水系温度		○		○
106	発電機固定子巻線温度		○		○
107	変圧器油温度		○		○
108	復水流量		○	○	○
109	復水ヘッドタンク水位		○	○	
110	復水浄化ポンプ吐出圧力		○	○	
111	復水ポンプ吐出圧力		○	○	○
112	復水脱塩装置出入口差圧		○		

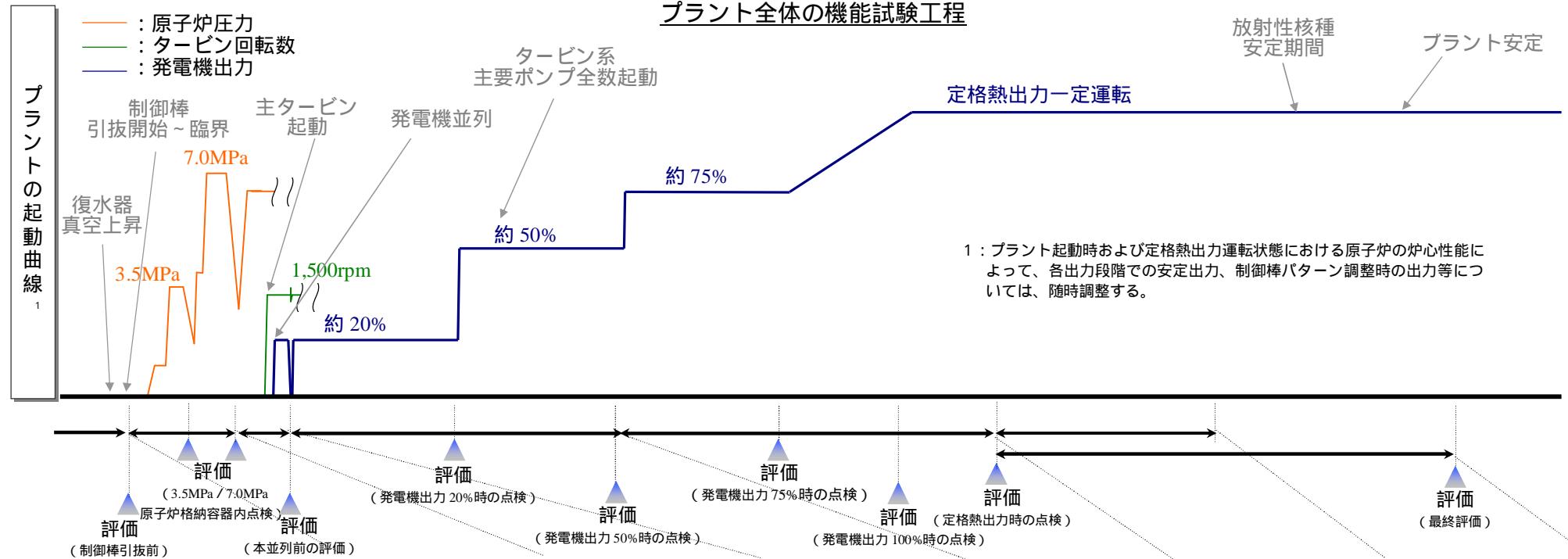
プラント確認試験において採取するパラメータ

No	測定項目	プラント確認試験において採取するパラメータの位置付け			
		(1) 主要パラメータによる総合確認		(2) 地震影響を考慮した総合確認	
		①地震の影響を確認する観点から採取するパラメータ	②起動前の点検・評価において異常が確認された設備に関するパラメータ	主要ポンプ等に関するパラメータ	漏えい検知に関するパラメータ
113	復水浄化流量		○	○	
114	復水ろ過装置出入口差圧		○		
115	復水ポンプ吸込ヘッダ温度	○			
116	復水浄化／復水系溶存酸素			○	
117	復水移送ポンプ吐出圧力		○	○	
118	残留熱除去系ポンプ吐出圧力			○	
119	低圧炉心スプレイ系ポンプ圧力			○	
120	高圧炉心スプレイ系ポンプ圧力			○	
121	原子炉冷却材浄化系漏えい検出			○	
122	弁グランド部漏えい温度			○	
123	排気筒放射線モニタ	○		○	
124	非常用ガス処理系排ガス放射線モニタ	○		○	
125	主蒸気管放射線モニタ	○		○	
126	原子炉棟換気空調系排気放射線モニタ	○		○	
127	格納容器内放射線モニタ	○		○	○
128	燃料取替エリア排気放射線モニタ			○	
129	漏えい検出系ダスト放射線モニタ			○	
130	排ガス放射線モニタ	○		○	
131	原子炉補機冷却水系放射線モニタ	○		○	
132	液体廃棄物処理系排水放射線モニタ	○		○	
133	気体廃棄物処理系設備エリア 排気放射線モニタ	○		○	
134	高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却水系 放射線モニタ	○		○	
135	エリア放射線モニタ			○	○
136	モニタリングポスト	○		○	
137	気象条件【風向き等】	○			

添付資料-5

プラント全体の機能試験工程

プラント全体の機能試験工程



		真空上昇時の点検	原子炉昇圧時の点検	タービン、発電機の起動時の点検・試験	発電機出力 20、50%時の点検・試験	発電機出力 75%、定格熱出力時の点検・試験	定格熱出力一定運転時の試験	最終の健全性評価
主な点検項目	プラント起動時の設備点検	-	原子炉隔離時冷却系設備点検 ・作動、漏えい確認 給水ポンプ等起動時の点検 ・作動、漏えい確認 給水系配管点検 ・漏えい確認 支持構造物点検 ・目視点検	タービン点検 ・作動、漏えい確認 発電機並列時点検 ・機能確認 発電機並列時の変圧器類点検 ・機能確認、 変圧器潮流試験 蒸気系配管・機器点検 ・漏えい確認	蒸気系配管・機器点検 ・目視点検、漏えい確認 支持構造物点検 ・目視点検	定格熱出力時の発電機点検 ・機能、漏えい確認 定格熱出力時の変圧器点検 ・機能確認		
	プラント起動時の系統機能試験	-	-	蒸気タービン性能試験（その2）	-	-	気体廃棄物処理系機能試験 原子炉隔離時冷却系機能試験 蒸気タービン性能試験（その1）	
	プラント確認	一定時間毎の主要設備のパラメータ採取	炉圧 約 3.5 MPa 、約 7.0 MPa 時の原子炉格納容器内点検 一定時間毎の主要設備のパラメータ採取	一定時間毎の主要設備のパラメータ採取 異常が確認された設備の確認 ・タービンの状態監視開始 ・発電機の状態確認開始 ・変圧器の状態確認開始	発電機出力 20、50%時の主要パラメータ採取 異常が確認された設備の確認 ・タービン系の配管点検およびタービン系の主要ポンプの起動が完了し、機器および配管系の設備点検が概ね完了	発電機出力 75%、定格熱出力時の状態監視 発電機出力 75、100%、および定格熱出力時の主要パラメータ採取		定格熱出力一定運転時の状態監視 定格熱出力一定運転時ににおける主要パラメータ採取
	その他	-	配管の熱変位量確認 配管振動確認	-	配管振動確認	発電機出力 75%、定格熱出力時の配管振動確認	配管振動確認	-
評価内容	・制御棒引抜前の機器健全性確認が完了	・原子炉格納容器内機器の健全性確認および耐震強化工事範囲の配管系の健全性確認が完了	・破損等が確認されたタービン、発電機の健全性確認が完了	・タービン系の配管点検およびタービン系の主要ポンプの起動が完了し、機器および配管系の設備点検が概ね完了	・定格熱出力到達時までに実施する健全性確認が完了	・全ての系統健全性確認試験が完了	・全ての健全性確認が完了 ・最終評価後、プラント全体の機能試験の結果をワーキング等に報告	

2 : 赤字は地震後の健全性確認のため特別に実施する点検項目